

12. 6. 26

石炭礦業助會報

第一卷・第六號

昭和六年六月十二日發行

總編輯室
主編
社長
編委會

卷之六

就任に際して…………武内禮藏（二）

最近の物價對策…………古田慶三（三）

礦夫の雇傭勞役に関する講演…………坂本行敬（七）

退職積立金及退職手當法に関する質疑解答速記録…………（三）

本會記事…………（三）

參議報考…………（四）

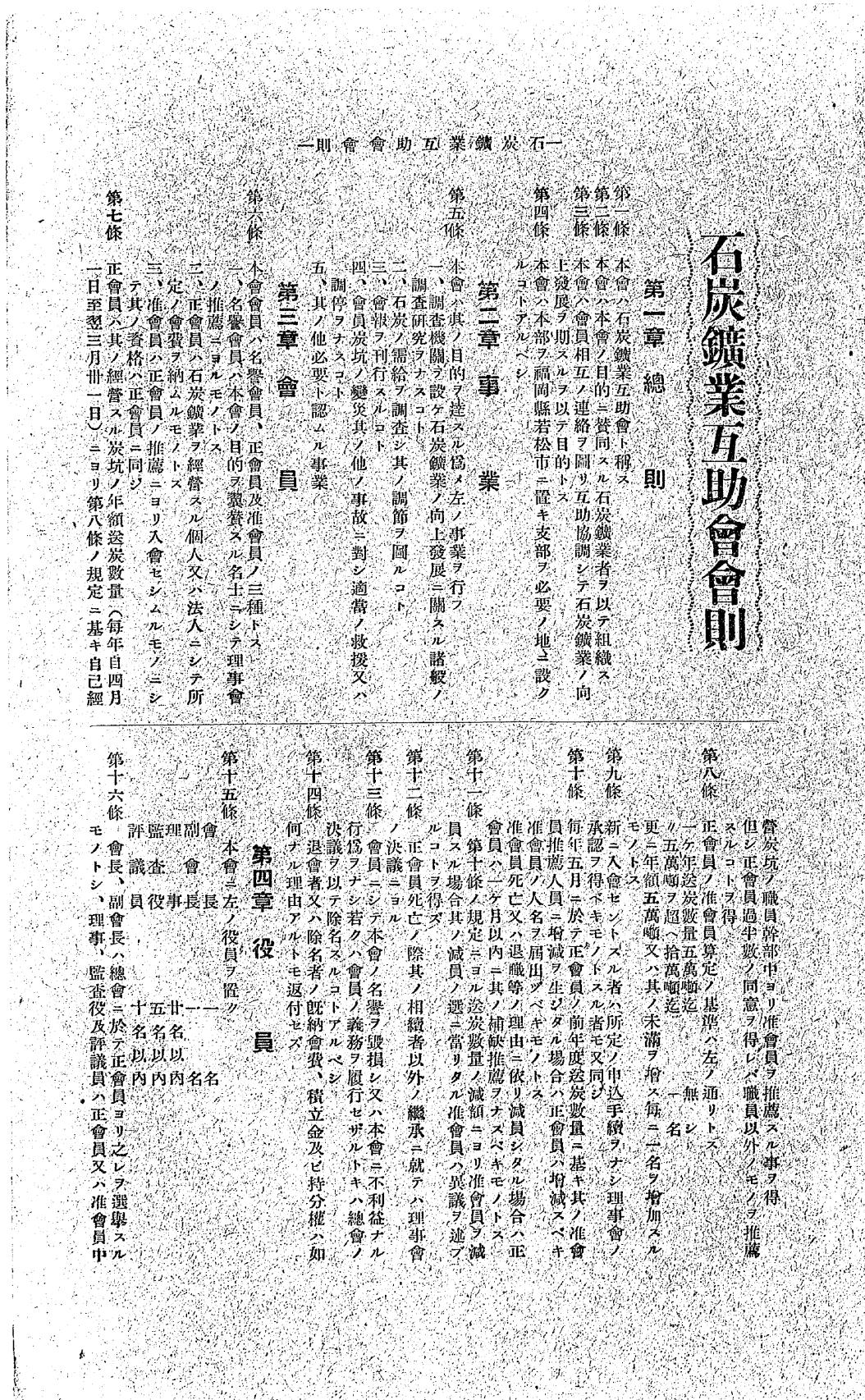
石炭礦業權設定…………福岡礦山監督局（西）

統計…………（六）

六月號

石炭礦業助會報發行





一則會會助五業鐵炭石

第六章 會議

- ヨリ總會ニ於テ選舉スルモノトス
但シ同點者二名以上アル場合ハ年長順ニヨリ順位ヲ定ム
第十七條 本會長ハ本會ヲ代表シ會務ヲ統轄シ副會長少會長ヲ補佐
シ會長事故アルトキ之レニ代ル理事ハ會長ノ指揮ヲ受ケ
會務ヲ執行ス
監査役ハ本會ノ會計及會務ヲ監査ス
評議員ハ會長ノ會計及會務ヲ監査ス
第十八條 本會役員ハ名譽職ニシテ無報酬トス
但シ必要ノ場合ニシテ賞賛又ハ手當ヲ給スルコトヲ得
第十九條 役員ノ任期ハ左ノ通り定ム
會長、副會長ハ三年トス
理事、監査役及評議員ハ二年トス
但シ會計年度ノ中途ニ於テ任期ノ満了スル場合ハ次ノ定期總會終了迄任期ヲ延長メルモノトス
補缺者ノ任期ハ前任者の殘任期間トシ特ニ其ノ必要ナキ
トキハ次ノ改選期迄補缺ヲナガルコトヲ得
會長ハ必要アリト認ムルトキハ會務ノ範圍ヲ理事會ニ
該り臨時ニ會員中ヨリ委員若干名ヲ任命スルコトヲ得
第二十條 本會ニ主事一名、事務員若干名ヲ置キ會長之レヲ任免
評議員會
- 第廿七條 會計年度ノ終リニ於テ剩餘金アルトキハ之ヲ基本金
ニ繰入レ又ハ翌年度ニ繰越スコトヲ得
第廿八條 本會ノ會議ハ左ノ五種トス
定期總會
臨時總會
評議員會
委員會
第廿九條 定時總會ハ毎四月中一回會長之レヲ召集シ決算ノ承認
ヲ求メ會務ノ報告ヲナシ重要ナル事項ヲ決議ス
臨時總會ハ會長ニ於テ必要ト認メタル場合若クハ會員半數以上ノ請求アリタルトキ之レヲ召集ス
理事會ハ會長、副會長及理事ヲ以テ組織シ會長ニ於テ必要ト認メタル場合若クハ理事半數以上ノ請求アリタルトキ之レヲ召集ス
會長ハ監査役ノ意見ヲ徵スル必要アリト認メタル場合ハ其ノ出席ヲ求ムルコトアルベシ
監査役ハ理事會ニ出席シテ意見ヲ陳述スルコトヲ得其場合ハ理事同様決議權ヲ有スルモノトス
評議員ハ會長必要アリト認メタルトキ之レヲ召集ス委員會ハ委員相互ノ申合セニヨリ之レヲ開ケモノトス
第三十條 總會ヲ召集スルニハ會議ノ目的タル事項ヲ指示シ少くトモ開會五日前ニ通知ヲナシベシ
第卅一條 總會ニ出席シ得ガル會員ハ本會會員ニ限り決議權ヲ委任スルコトヲ得
第卅二條 會則ノ變更ハ總會ノ決議ヲ要スルモノトス
第卅三條 本會事務施行ノ爲メ必要ナル細則ハ別ニ之ヲ定ム
第卅四條 本會ニ規定ナキ事項ハ理事會ニ於テ適宜處理スルモノトス
第卅五條 本則ハ昭和十二年四月二十三日總會ノ決議ヲ經タル
以テ即時實施スルモノナリ

- 第廿四條 會費ハ其ノ年度ノ豫算第三應ジ總會ニ諸リ必要ナル金額
ノ收入金ヲ以テ之レニ充ツ
但シ理事會ノ決議ヲ經テ基本金ヲ經費ニ流用スルコトヲ得
得
- 第廿五條 本會ノ會計年度ハ毎年四月一日ニ始マリ翌年三月三十日ニ終ル
- 第廿六條 本會ノ豫算ハ理事會ノ承認ヲ經テ決算ハ總會ノ承認ヲ得
- 經ルコトヲ要ス



書下閣孝實條一爵公

抄 挨 御

弊社創立以來僅カ半歳ニ過ギズ候得共今ヤ漸ク
社基モ鞏固ニ相成業務モ順調ニ進捗致居候事是偏
ニ諸彦不斷ノ御指導下深甚ナル御援助ノ賜ニ外ナ
ラズ衷心感佩罷在候然ルニ此度弊社ハ石炭ノ販賣
統制ノミナラズ同時ニ生産統制強化ヲ圖ル事ト相
成申候ニ付テハ之ガ完成ニハ石炭礦業互助會トノ
連繫ヲ一層緊密ナラシムルコト肝要ニ付此度拙者
取締役社長ヲ辭任仕リ今後相談役トシテ從來通り
微力ヲ致スコトニ相成尙專務取締役青柳六輔氏モ
今般辭任致候ニ付社長後任ニ互助會々長金丸勘吉
氏又新ニ副社長ヲ設ケ互助會副會長野上辰之助氏
副社長ニ後任專務取締役ニ互助會理事武内禮藏氏
夫々就任其衝ニ當ラル、事ニ相成申候就テハ右使
命達成ノ爲メ今後共一層ノ御高庇ト御援助ヲ賜度
只管奉懇願候

追而拙者等在任中ハ公私共ニ不一方御高配ニ預

リ誠ニ難有厚ク御禮申上候何卒今後共不相變御

厚誼ノ程偏ニ御願申上候

昭和拾貳年六月

互助會石炭株式會社

中島德松

昨年十一月弊社創立致候以來日尙淺キニモ拘ラ
ス今ヤ會社ノ基礎モ其緒ニ就キ事業順調ニ進捗致
居候事寔ニ大方諸彦ノ御指導下御援助ノ賜タルハ
申迄モ無ク前任諸氏不斷ノ御努力ニ外ナラス只管
感謝致シ居リ候處ニ有之候然ルニ今回中島德松氏
取締役社長ヲ又青柳六輔氏ハ專務取締役ヲ辭任被
致候ニ付拙者等不肖ヲ顧ミス社長及副社長並專務
取締役ニ就任仕候元ヨリ淺學非才其任ニアラスト
存候得共今後ハ會社ノ使命達成ノ爲メ專心邁進可
仕候間一層ノ御高庇ト御鞭撻相願度伏而奉懇願候

昭和拾貳年六月

互助會石炭株式會社

社長

金丸勘吉

副社長

野上辰之助

專務取締役

武内禮藏

社會式株炭石會助互

役繙取務專長社副長社任新



氏助之辰上野 長社副



氏吉勘丸金長社



氏藏禮內武役緝取務專

中昌縣公
道地當日送來左會填
印信合水印六月

卷六

唐書卷之四

皇朝、皇帝、國朝、中興、

卷之三

出列間一旬、時貴出上階附耳問安人而奉禮。附
首列居共合身交會頭、以命重如山、惠心深如海。
列前半三條升下列次上、次開指上其主。次一
列三小此清華不肖之職、大師子又隔兩界並轄。故
此猶外此兄弟又青霞六神九、唐詩如淵妙大招王好
列萬姓、固列列數三百、列然次。今回中品都公內
中空之列、惟日精月不滿、時移代二十七、又只管
留列里數三十六七首數、時計事。唯對山也與之、以
之全之。會極、基廟之其林、偶方堦坐則廟、坐其廷
御中十一日、以陪立等列。次日尚列主。主列

石炭礦業報

互助會

號 第 六

目 次

本會規則	書寫眞	公爵一條實	閣下	(頁外)
挨拶				(頁外)
社長、副社長、專務取締役	(寫眞)			(頁外)
就任に際して				
最近の物價對策				
鑛夫の雇傭役勞に關する講演		坂本行敬	武内禮藏	(三)
退職積立金及退職手當法に關する質疑解答速記録			古田慶三	(三)
本會記事				(三)
石炭海運質				(四)
燃料局官制				(四)
五ヶ年間内地石炭需要推定				(四)
野上副會長歐米視察				(四)
彙報				(四)
石炭礦業權設定統計		福岡鑛山監督局管内	(五)	(六)

就任に際して

互助會石炭株式會社
專務取締役 武 禮 藏

——就任に際して——
五助會石炭株式會社は、五助會系の石炭販賣統制會社として昨年十一月創立せられまして、茲に漸く半歳を経過したに過ぎませんが、其間に於て、社長中島徳松氏、専務取締役青柳六輔氏等の指導宜しきを得て、短日月にも拘らず、一步一歩健實なる歩みを辿りつゝありますが、最近中島社長、青柳専務の兩先輩が、會社の基礎も固つたので勇退せられることになりました。

それで、今回石炭鑛業五助會と五助會石炭株式會社の一元的統制を圖ることになりました、這般の重役會並に臨時株主總會に於て、相談役に前社長中島徳松氏を推薦し、社長に五助會々長金丸勘吉氏、副社長に五助會副會長野上辰之助氏が就任せられると同時に、不肖は専務取締役に選任せられましたが、固より淺學非才その器でなく、其の上自分として事業もあり、常任出來ない事情があるので、其の點特に株主諸君の諒解を得て、就任致しましたやうな次第であります。申すまでもなく、現下の我が石炭界は、準戰時體制下に於ける産業發展の原動力なれば、需要激増豫想による增産計畫、炭價問題に關する供給の合理化方策等々、幾多の難問題を控へて居る現状なれば、相談役、社長、副社長、株主各位の御指導と社員一同の一致協力により、至誠五助、一意專心、我が炭界のために微力を盡したいと思ひますから、今後一層御鞭撻御協力を切望する次第であります。

最近の物價對策

昭和石炭株式會社
取締役社長 古田慶三

——最近の物價對策——
昨今の物價騰貴には、原因として擧げられる事象は種々あるであらうが、究極する處は近年急激の需要增加に對して供給が之に伴はず、而かもそれが世界的である處に重要さがあると思ふ。
世界の各國は競ふて軍備の擴充に専念し、厖大な豫算を計上して、準戰時體制の確立に急ぎ、爲めに、直接軍需品は無論、一時的貯藏を目的とする鐵其他平時的諸物資に至るまで需要が急激に喚起せられ所謂思惑の人爲相場の暴騰を來せしものあらん。而して、是等需要增加に伴ふ事業の活動は失業者の就職を促し、全般的に購買力が高まり經濟活動が旺盛になつて來たこと等需要の增加に對して供給が是れに伴はぬと言ふ點と、一部思惑賣買の行はるゝ事が主要な原因であつて、加ふるに此の豫算を遂行する爲めに公債が増發せられ、インフレーションが漸く浸潤して來た事にも其の一半の原因があると見られる。

我國の事情も此の世界的事情と其の軌を一にし、國內資源の貧弱、殊に原料資源に恵まれて居ない事は、是れが充足に一層の無理が行はれた丈けに、更に輪を掛け、需給の不均衡を來して居るものと見られる。
要するに冒頭にも述べた如く、此の物價騰貴が需要增加に對する供給不足と言ふ經濟原則を一步も出でゝ居ない以上、

而かも世界的に共通の事象である以上、是れに對し、我國丈けで人爲的に姑息な手段を探つて抑制を行ふとしても、其の效果は薄弱であり、無理に强行手段を講じて抑制する時は、却つて事態の悪化を招來し、延いては國策の遂行にも支障を生ずる虞なしとしない。

斯くの如く今日我國の悩みは、原材料を始めとして各種の物資の供給が不足して居ることに存し、是れが充足を計ることが最も急務とせられて居り、且つ此の事が物價対策の最も合理的なものであり根本的なものであらう。

不足せる供給を充足する爲めには、國內にて生産を大いに奨励助成せしむることが急務であり、利益なき事業は如何に大聲叱呼して發展を促すも、又如何に國家的犠牲を拂はしめんとするも、其の效果は微弱である。或は事業の性質に依つては不利の時代は是を保護獎勵するは國策として不得止るべく、特に軍事上必要のものに向ては、諸外國の例に徴するも多額の補助を與へ、其の事業發達の促進を計りつゝある現状である。

單に物價の騰勢を抑止する政策を探り、國家統制に依り之を强行するに於ては、事業の擴張は阻止せられ、所期の生産增加は實現困難となり、却つて需給不均衡の度は更に高まり、遂には物價の暴騰を來たす様な事態の發生を見ないとも限らぬのである。

現に石炭礦業に就て見るに、本邦石炭の需要は昭和六年には二、七〇〇萬噸見當であつたものが、昭和十一年には四、三五〇萬噸見當に達し、此の五ヶ年間に一、六五〇萬噸、約六〇%の激増を示して居る。而して、今後も猶人造石油の需要は別として、年々三、四〇〇萬噸の需要増加を豫想せらる、恐らく五年後の昭和十六年頃には六、〇〇〇萬噸以上、人造石油の原料炭を加算すれば七、〇〇〇萬噸に垂んとする需要高となるであらう。

此の將來增大すべき需要に對し、供給の不安なからしめる事は非常な大事業であつて、是れが解決の如何は國運の消長に専ら關係を持つのである。然るに内國炭業は昭和六、七年の頃には各炭礦の出炭の制限を草けて居たのであるが、打續く需要の激増に順應して、年々供給の増加を計つてフルに働くので、今後の自然増加は現在の炭礦の設備擴張に依り之を供給するを得るとしても、新に起る事業の需要即ち人造石油の如きは全く新炭田の開發に俟つ外はないと思はれる。

而かも、新坑を開發して所期の出炭を見る迄には相當の長年月を要するのみならず、是れに伴ひ技術員の養成、労働者の募集、運搬及び港灣の設備擴大等豫め準備を要する諸問題を考慮せねばならぬ。

是れに對しては官民協力、增産が容易に實現を見る具體的計畫を急速に決定するを要する。苟しくも事業の發展を阻害し、生産に悪影響を及ぼす如き政策は絶體に避けられねばならぬ。

現下の炭礦經營の實情よりすれば、新坑開發は固より、在來礦の擴張にしても、漸次採掘條件の低下を見るのであるから、從來以上に多額の資金を要し、且つ、物價騰貴及炭礦労働者の不足は勞銀の昂騰を必要ならしめ、全般に採掘原價を上昇せしめるのである。此の場合に、強制的に炭價の引下げを行ふ等の抑制策が採用せられるとせんか、炭業者の不安を醸成し、所期の增産は活潑に行はれず、延いては石炭飢餓を招來すると言ふ、眞に憂慮すべき事態に立到るであらう。

需要が均衡を得れば、自然炭價の安定を見らるゝのであるから、目前の問題は先づ生産力の擴充に存する。炭價の問題は宜敷此の角度より慎重に検討せらるべきで、抑制のみが對策ではない。適當の炭價は是れを認めねばなるまい。

凡そ物價の騰落は、需要の不均衡に原因するてゐる經濟學上の原則は動かせないのである。一時人爲的に此の原則を無視

しても決して永續し難い、早晚破綻に見舞はねばならない。

我國産業の各部門に亘つて、多かれ少なかれ以上述べた石炭鑛業と同様の事情が存在するのであるから、よく需給の統制を計り、市價を適當の點に認めて資源の開發を奨励し、國內にて不足する諸原料の輸入は之を加工して商品となし國內の需要を充たし、更に進んで海外輸出を助成し國際貸借のバランスを計り、以て爲替の安定を確保するを得ば、物價は自ら其の處を得ることとなるであらう。

以上の如く需要に對して生産の増加を計るは、現下の我が國情に於て最も急務とすると同時に、消費の合理化を勵行し生産獎勵と併行することが必要である。此の非常時に對處するは舊慣に拘泥せよ思切つた改革を斷然決行するを要す、獨り石炭鑛業のみならず、内地多年泰平に慣れ、安眠に墮せんとする各方面各種の問題に對し、深く反省考慮すべきである。唯最後に注意を要するのは思惑による人爲的物價昂騰である。例へば高値見越による實需以上の買思惑、關稅等の問題に關聯する思惑輸入、或は商品を貯藏し供給の不足を告げ人爲的に市價を左右せしめ、市價を攪亂するが如きは嚴重に戒しめられねばならぬ。然し是れとても何處までが思惑による騰貴で、何處までが必要的のそれであるか其間の限界は容易に見出し難いから、各種商品に就き實際を検討する必要はあるも、單に商品の價格を一定して、法律的に強制する等價格のみに即した対策は何かに無理を生ずると思ふ。

須く合理的に行ふべきで、此點に就ては鞏固なる統制に依つて需給を調節せしめ、其間、思惑の行はれる餘地を無からしめるのが必要である。要するに、物價対策は我國産業の向ふべき方針を確立し、的確に之を認識せしめ、物價の動く根源を爲す需給調節に重點を置き、是れが均衡を得せしむのが最善の方策であると思ふ。

(二二、六、四日)

鑛夫の雇傭勞役に關する講演（五）

前福岡鑛山監督局監督官補 坂 本 行 敬

本文は昨年八月福岡縣嘉穂郡上山田公會堂及直方市公會堂に於て各鑛山實務者の爲にしたる講演を更に筆述し系統立てたものである。

第七條ノニ 坑内ニ就業スル鑛夫ニ付テハ坑口ニ入りタル時ヨリ坑口ヲ出タル時迄ノ時間ヲ其ノ就業時間ト看做ス
鑛業權者一團トシテ入坑及出坑スル鑛夫ニ關シ其ノ入坑開始ヨリ入坑終了迄ノ時間ニ付鑛山監督局長ノ許可ヲ受ケタルトキハ第五條第一項ノ適用ニ付入坑終了ヨリ出坑終了迄ノ時間ヲ其ノ團ニ屬スル鑛夫ノ就業時間ト看做ス
鑛業權者坑口ニ近キ坑内ノ鑛夫點檢場所ニ關シ鑛山監督局長ノ許可ヲ受ケタルトキハ前二項及第三十五條ノ規定ノ適用ニ付其ノ場所ヲ坑口ト看做ス

本條第一項の規定は、坑内勞働時間計算の起算點を明確にしたものでありまして、從來我國に於きましては、此の起算點の定がなかつた爲、まちくになつて居つたのを、此の改正に依つて起算點が坑口であること即ち坑内就業時間は鑛夫が坑口に入りたる時より坑口を出でたる時迄の時間であると云ふことが、明示されたのであります。

本條第二項は、鑛夫が一團として（採炭夫、支柱夫の一番方等）入坑し且つ出坑する場合（入坑時は同時であつても出坑時刻が異なるものは一團として入坑且つ出坑するものとは看做さぬ）は其の團體が入坑及出坑する爲に

は時間の中を要する關係上、其の入坑開始より入坑終了迄の時間について、礦山監督局長の許可を受けた場合は、第五條第一項の規定（鑛業權者ハ一日ニ付十時間ヲ超エテ坑内ニ於テ就業セシムルコトヲ得ス）の適用については、入坑終了より出坑終了迄の時間を、其の團に屬する鑛夫の就業時間と看做すと云ふのでありますから、入坑開始から入坑終了迄の時間は、就業時間の計算に入れないことになるのであります。

本條第三項は、鑛業權者が後に述ぶる様な要領に依て、坑口に近き坑内の鑛夫點檢場所に關して鑛山監督局長の許可を受けた場合は、前二項及第三十五條の規定の適用については、其の鑛夫點檢場所を坑口と看做すと云ふのでありますから鑛夫點檢場所が、就業時間の起算點となる譯でありますまして、坑口から點檢場所に到達する迄の時間は、就業時間中に算入されないのであります。

以上述べましたのは、條文の一應の解釋でありますが、右の場合鑛山監督局長の許可を受くるに必要な手續及社會局及鑛山監督局の許可方針について申上ませう。

改正鑛夫勞役扶助規則施行二件ア許可方針

一、第五條第二項ノ許可ハ左記ニ該當スル者ニシテ實際ノ事情ニ鑑ミ同條第一項ニ準據シ難キモノニ限ルコト

【甲】監視ヲ主トスル業務ニ從事スル者

- (イ) 火番、門番、戸番、火薬番、見張番、詰所番、守衛等ノ如ク一定部署ニ在リテ監視スルヲ本來ノ業務トスルモノ
- (ロ) 腹筒方、壓風機運轉夫、扇風機運轉夫、電工、配電方等ノ如ク身體勞作少ク主トシテ一定部署ニ於テ機械ノ運轉ヲ監視スルモノ

【乙】間歇的業務ニ從事スル者

- (イ) エンドレス監視、車道番、人道番、信號夫等ノ如ク一定部署ニ在リテ運搬ノ見張又ハ監視ニ從事スルモノ
- (ロ) 係員ノ補佐トシテ監督又ハ監視ノ業務ニ從事スルモノ

【丙】間歇的業務ニ從事スル者

- (イ) 桿取、馬丁、捲方、人車車掌等運搬ニ從事スル業務ニシテ一般鑛夫ニ先立チテ入坑シ之ニ遲レテ出坑スルヲ要スルモ其ノ中間ニ於テハ作業閑散ナルモノ又ハ常態トシテ在坑時間中實勞働時間六時間ヲ超エサルモノ（後段モ運搬ニ從事スルモノニ限ルモノトス）
- (ロ) 大工、電工其ノ他修繕夫ニシテ業務閑散ナルモ事故發生ノ場合ニ備フル爲交替制ニ依リ晝夜繼續シテ坑内一定部署ニ在ルコトヲ要スルモノ

二、第七條ノ二第二項ノ入坑所要時間ノ許可ニ付テハ

(イ) 二十人以下ノモノハ一團トシテノ入坑所要時間ヲ認メサルコト

注意、福岡鑛山監督局ニ於テハ四十人以下ノモノハ其ノ要ナシト認メ入坑所要時間ヲ認メズ

(ロ) 坑口ニテ坑内就業時間ヲ算定スル場合ニ於テ

- (1) 徒歩ニテ出入坑スル場合ニハ原則トシテ三十分以内トシ一坑ニ於テ一團トシテ出入坑スル者ガ二百人ヲ超ユルモノニ付テハ一時間以内トスルコトヲ得ルコト

注意、福岡鑛山監督局ニ於テハ徒步入坑ノ場合ニ於ケル入坑所要時間ノ許可ハ左記標準ニ依リ取扱フコトニシテ居ル

—演説するす關に役勞儲雇の夫鏡—

四十人——七十人 十分間。 七十一人——百二十人 二十分間。
三百一人——四百人 五十分間。 四百人ヲ超ユル場合 一時間。

百二十一人——二百人 三十分間。 二百一人——三百人 四十分間。

(2) 人車又ハケージニ依リ出入坑スル場合ハ合理的所要時間(一回ノ乗降時間トシテケージノ場合三十秒、人車ノ場合三分トシ之レニ通常ノ運轉時間ヲ加ヘテ算出ス)ニ其ノ三割ヲ加ヘタル時間以内トスルコト

(八) 坑内點檢場所ニ於テ坑内就業時間ヲ算定スル場合ハ各點檢場所々屬鑛夫ヲ一團トシテ口ノ標準ニ準シテ所要時間ヲ算定スルコト但シ坑内點檢場所ニ集合シ就業ノ爲略一齊ニ點檢場所ヲ出發スル場合ニ於テハ一團トシテノ入坑所要時間ヲ認メサルコト

三、第七條ノ二第三項坑内點檢場所ハ主要坑道ニ沿ヒ坑口ヨリ歩行距離六百間以内(人車又ハケージニ依ル距離ハ之ヲ含マス)ニアルモノニ限リ、坑口ヨリ之ニ至ル歩道ハ天井通常六尺以上最低五尺五寸ニシテ適當ナル照明設備ヲ有シ通風充分ニシテ危險ノ虞ナク坑外ト大差ナク歩行シ得ルモノタルヲ要スルコト

四、前記一乃至三ノ許可ハ將來事情ノ變更ニ依リ之ヲ取消シ又ハ變更スルコトアルヘキコト

五、第五條第二項ニ依ル許可ヲ受ケタル者ハ毎年六月末日及十二月末日現在ニ依リ該當業務別鑛夫數(男女及十六歳未満ト其ノ他ノ者ト三分ツコト)ヲ届出ツルコト

以上が社會局の許可方針であります、第五條第二項、第七條ノ二第二項及第三項の許可申請をなす場合に、福岡鑛山監督局では、申請書の様式を左の通り規定して居ります。

(様式第一號)

申 請 書

何縣採掘權登録第 號 何鑛山

坑内ニ於テ監視ヲ主トスル業務ニ從事スル者トシテ鑛夫勞役扶助規則第五條第二項ニ依リ昭和 年 月 日ヨリ別

紙ノ通御許可被成下度此段申請仕候也

昭和 年 月 日

住 所

何鑛山

鑛業權者(又ハ
鑛業代理人) 氏

名(名稱) 印

福岡鑛山監督局長 殿

注意

正副二通作成(可成美濃紙ヲ用ヒ複寫紙ニ依リ作成スルコト)提出ノコト

(別紙)

監視ヲ主トスル業務ニ從事スル者

鑛山名

(1) 坑口名

(2) 使用スヘキ見込總人員(十六歳未満ノ者及女子

福岡鑛山監督局長 殿
注意
正副二通作成（可成美濃紙ヲ用ヒ複寫紙ニ依リ依成スルコト）提出ノコト

(別紙)

問歇的ナル業務ニ從事スル者

坑口名

(1) 坑口名
(2) 使用スヘキ見込總人員〔其ノ他ノ者及女子

(4) 業 務 名	(5) 作業場所	(6) 見込人員スヘキ	(7) 就業時間	(8) 作業狀況	(9) 常中ノ實勞働時間在坑時		(10) 就業時間十時間以内ニテ作業 シ難キ事由
					(3) 問 歇 的	〔例〕 捣取、馬丁、捲方、人車々掌等運搬ニ從事スル業務ニシテ一般鑛夫ニ先立チテ入坑シ之ニ迎レテ出坑ス ルヲ要スルモノ其ノ中間ニ於テハ作業閑散ナルモノ	
計							

備 考

- 一、本表ハ坑口別ニ作成スルコト
- 二、本表中(1)ハ實際ノ坑口名（例セハ萬田炭坑又ハ四ツ山堅坑ノ如シ）ヲ記載スルコト
- 三、本表中(2)ハ其ノ坑口ニ於テ問歇的ナル業務ニ從事スル者トシテ使用スヘキ見込人員ノ總計ヲ十六歳未滿ノ者及女子ト其ノ他ノ者トニ區分シテ記載スルコト
- 四、本表ハ左記問歇的ノ種別毎ニ順ヲ逐フテ作成スルコト
- (1) 捣取、馬丁、捲方、人車々掌等運搬ニ從事スル業務ニシテ一般鑛夫ニ先立チテ入坑シ之ニ迎レテ出坑スルヲ要スルモノ其ノ中間ニ於テハ作業閑散ナルモノ
- (2) 捣取、馬丁、捲方、人車々掌等運搬ニ從事スル業務ニシテ常態トシテ在坑時間中實勞働時間六時間ヲ超エサルモノ
- (3) 大工、電工其ノ他ノ修繕夫ニシテ業務閑散ナルモ事故發生ノ場合ニ備フル爲メ交替制ニ依リ晝夜繼續シテ坑内一定部署ニ在ルコトヲ要スルモノ
- 五、本表中(3)ハ前記問歇的ノ種別ノ區分ヲ記載スルコト
- 六、本表中(4)ハ撃取、馬丁等問歇的ノ種別中ニ記載シタル如キ業務名ヲ記載シ且左傍ニ括弧ヲ設ケ其ノ鑛山ノ雇労働規則第一條ノ該當業務名ヲ記載スルコト
- 七、本表中(5)ハ本卸何片ノ上約何間ノ餉所又ハ本卸何片迄ノ運搬坑道等ノ如ク記載シ且作業場所ノ異ル毎ニ別欄トスルコト
- 八、本表中(6)ハ作業場所毎ニ十六歳未滿ノ者及女子ト其ノ他ノ者トニ區分シ記載スルコト
- 九、本表中(7)ハ作業場所毎ニ十六歳未滿ノ者及女子ヲシテ一日ニ付十一時間ヲ超エテ就業セシムルコトヲ得サルニ付本申請ニ於テモ當然右ノ制限ヲ受クヘキコトヲ了知ノコト
- 等ト記載スルコト
- 一〇、本表中(8)ハ問歇的作業狀況ヲ詳記スルコト
- 一一、本表中(9)ハ問歇的業務ノ總テニ付常態トシテノ在坑時間中ノ實勞働時間（大體平均一方ノ實勞働時間）ヲ記載スルコト
- 一二、本表中(10)ハ就業時間ヲ十時間以内ニ止ムルトキハ如何ナル支障ヲ來スカ等其ノ實情ヲ具體的ニ詳記スルコト
- 一三、鑛夫勞働扶助規則第六條ノ規定ニ依リ鑛業權者ハ十六歳未滿ノ者及女子ヲシテ一日ニ付十一時間ヲ超エテ就業セシムルコトヲ得サルニ付本申請ニ於テモ當然右ノ制限ヲ受クヘキコトヲ了知ノコト

備考

(樣式第三號)

申請書

一團トシテ入坑及出坑スル鑛夫ニ關シ其ノ入坑開始ヨリ入坑終了迄ノ時間トシテ鑛夫勞役扶助規則第七條ノ二第一項ニ依リ昭和 年 月 日ヨリ別紙ノ通御許可被成下度此段申請仕候也

昭和年月日

佳所

名稱印

錄美
作現

鋤山監督局長

注意

正月二日作風合意書。正月三日作風合意書。正月四日作風合意書。

入坑開始ヨリ入坑終了迄ノ時間

金
山

— 演講るす間に役勞儲雇の夫饋 —

(2) 点検場所名		昭和年月日	住所	申請書
福岡鑛山監督局長	殿	何縣採掘權登錄第 號 何鑛山		
注意				
一、正副二通作成（可成美濃紙ヲ用ヒ複寫紙ニ依リ作成スルコト）提出ノコト				
二、平面圖ハ別記「平面圖ニ圖示スヘキ事項」ニ依リ正副二通作成添附ノコト				
(別紙)	鑛夫點檢場所	名（名稱）印		
(1) 坑口名				
坑口ヨリ點檢場所迄ノ歩行距離(間)				
坑口ヨリ點檢場所ニ至 ル歩道ノ天井ノ高さ	六尺五寸以上ノ部分 ノ部分			
(3) 坑口ヨリ點檢場所ニ至 ル歩道ノ幅員(尺)及運搬車道ニ 沿歩道ナリヤ又ハ專用歩道(人道)ナリヤノ別				

(別紙)

坑内ノ鑛夫點檢場所トシテ鑛夫勞役扶助規則第七條ノ二第三項ニ依リ昭和年月日ヨリ別紙ノ通御許可被成

下度平面圖相添ヘ此段申請仕候也

- 二、本表中(1)ハ實際ノ坑口名（例セハ萬田坑、四ツ山堅坑等ノ如シ）ヲ記載スルコト
- 三、本表中(2)ハ坑口ニテ就業時間ヲ算定スル場合ニハ必ス斜線ヲ施シ、坑内點檢場所ニ於テ就業時間ヲ算定スル場合ニハ坑内點檢場所ニ記載スルコト
- 四、本表中(3)ハ原則トシテ同一番方（同一就業時間ノモノナルコト勿論）ノ鑛夫ヲ一團トシテ之ヲ記載スルコト
- ルモノト雖モ業務別又ハ作業區域別ニ分割シ入坑又ハ出坑時刻ヲ異ニスル場合ニハ分割シタル團體ヲ一團ト看做シ之ヲ記載スルモ差支ナキコト尙坑内點檢場所ニ於テ就業時間ヲ算定スル場合ハ各點檢場所所屬鑛夫毎ニ右ノ標準ニ依リ一團トシテ坂扳フコト

- 五、本表中(4)ハ實際ノ坑口ヲ出入スルトキ徒步、人車又ハケージノ孰レニ依ルカノ別ヲ記載スルコト（坑内點檢場所ニ於テ就業時間ヲ算定スル場合モ實際ノ坑口ニ於ケル入坑方法ヲ記載スルコト）

- 六、本表中(5)ハ當該一團體ノ全員ガ繼續的ニ實際ノ坑口ヲ出入ル場合ニ於テ最初ノ者ガ入坑セル時ヨリ最後ノ者ガ入坑スル迄ノ時間ヲ記載スルコト（坑内點檢場所ニ於テ就業時間ヲ算定スル場合モ實際ノ坑口ニ於ケル入坑所要時間ヲ記載スルコト）

- 七、本表中(6)ハ當該一團體ノ當態トシテノ鑛夫ヲ記載シ且業務別鑛夫數ヲ内書スルコト

- 八、本表中(7)ハ午前何時ヨリ午後何時迄何時間等ト記載スルコト

- 九、本表中(8)乃至(12)ハ實際ノ坑口ヲ徒步ニテ出入スル場合ニハ記載ノ要ナク實際ノ坑口ヲ人車又ハケージニテ出入スル場合ニノミ其ノ人車又ハケージニ關スル各事項ノ記載ヲ爲スコト（坑内點檢場所ニ於テ就業時間ヲ算定スル場合モ實際ノ坑口ヲ人車又ハケージニテ出入スル場合ニノミ右ノ記載ヲ爲スコト）

(様式第四號)

申請書

何縣採掘權登錄第 號 何鑛山

昭和年月日

住 所

鑛業代理人 氏

名（名稱）印

以上述べました様式に依りまして夫々許可申請を爲し、許可を受けるのであります、其の後に於て、就業時間を變更したり、就業人員又は就業場合に異動があつたりした場合は、其の都度變更申請を爲さず（但し鑛夫點檢所の變更場所に限り其の都度）後に述べる様に、毎年二回即ち六月及十二月末現在に於ける状況を左記の様式に依つて七月末日及翌年一月末日迄に届出を爲す時、同時に變更申請をすればよいのであります。

夫れから、鑛夫勞役扶助規則第五條第二項に依つて許可を受けた監視を主とする業務又は間歇的なる業務に從事する鑛夫並に同規則第七條ノ二第二項に依り許可を受けた入坑開始より入坑終了迄の時間に關しましては左記様式に依つて毎年六月末日及十二月末日現在に於て、之を作成し、各翌月末日迄に届出を爲し、尙右の業務に從事する鑛夫及入坑開始より入坑終了迄の時間並に坑内の鑛夫點檢場所に關しては左記様式に依つて各坑口に當該坑に關係ある分を掲示することになつて居ります、左に其の様式を記載して御参考に供しませう。（續く）

スルカヲ凡例ニ示スコト 及關係炭層ノ柱狀圖

- 備考
- 一、本表ハ坑口別ニ作成スルコト
 - 二、本表中(1)ハ實際ノ坑口名（例セハ萬田坑又ハ四ツ山堅坑等ノ如シ）ヲ記載スルコト
 - 三、本表中(2)ハ同一坑口内ニ點檢場所二以上アル場合ニ適宜名稱ヲ附シ（例セハ第一點檢場所等必ス「點檢場所」ナル名稱ヲ附スルコト）名稱ノ異ル毎ニ別欄トシ記載スルコト
 - 四、本表中(3)ノ歩道ノ幅員ハ左ノ距離ヲ記載スルコト
 - (イ) 運搬車道ニ沿フ歩道ニ付テハ鑛車ノ上縁ト支柱ノ脚ノ内側トノ水平距離
 - (ロ) 専用歩道（人道ノコト）ニ付テハ路面ヨリ四尺ノ高サニ於ケル支柱内側ノ水平距離

—演説るす關に役勞倅雇の夫鑛—

坑口ヨリ點檢場所ニ至ル歩道ノ照明設備及通風ノ状況 （一人ガ坑口ヨリ點檢場所ニ到達スルニ要スル時間（人車又ハケージノ所要時間ヲモ含ム））	點檢場所ノ面積（坪）

質疑解答速記録

(三)

昭和十二年一月三十日直方市筑豊鑑山學校にて開催

— 質 疑 解 答 速 記 —

問　『事業の都合』と云ふ字句がありますが、之は何う云ふことを意味して居るのでありますか、専労働者としては働く意思はあるけれども、更に能力をなくして居る場合、解雇したときは之を『事業上の都合に依る解雇』と看做し得るか否うかをお尋ねします。

答　單に法律成文を離れて私共考へて見ますときに、既に御承知の通り、己むを得ざる事情に依つて自分が退職を申出で退職するものでも、己むを得ざる事情があつたならば、施行規則二十九條の三項のやうな、負傷疾病其の他老衰の爲め業務に堪へざるとき、女子労働者が結婚するとき、或は陸海軍に徵集又は召集せられたとき等に、己むを得ざる退職するのであって、我が艦で退職するものとは看做されない、看做すべきものではないと云ふ規定があるのでありますから、成文を離れて考へますときは、それと對應しまして事業の側から解雇する場合に於ても、何うも病氣疾

て、己むを得ざる事情に依り解雇した場合は、二十六條の但書に含めなかつたのであります。二十六條の但書に該當するものとは施行規則の三十條にありますやうに、禁錮以上の刑に處せられた者、背任行爲不都合行爲ありたる者を解雇する場合には、特別手當を支給しなくともよいと云ふことに規定したのであります。從つて二十六條の事業の都合に依り労働者を解雇したと云ふのは、己むを得ない場合は含まれないのでないかのやうにも思はれますが、『事業の都合に依る解雇但し命令の定むる』場合を除くとある處から見ますと、其の解雇は『己むを得ない事情』でも何う云ふ『事情』でも、解雇に一應含めたもので、但書に於て支給しなくてよい場合は、命令に依つて定まると云ふことに見なければならぬ、二十六條の但書がある以上は、二十六條の本文が事業の都合に依り解雇と云ふことは結局單に『解雇』と書いたと同じやうに見る外ないのであります。而して己むを得ない解雇の場合は特別手當を支給しないでもよいと云ふことを規定せんが爲には内務省令を作る際に於ても、それをも除外する規定を置かなければならぬであります。之が二十六條を作る場合に於て、労働の事情に、通じた方々と事業經營の實際に通じた方々とが特に慎重審議の結果、労務管理の必要と労働者の生活の不安を除去すると云ふ本案の趣旨との其の調和點を發見するに苦心した結果、前申します施行規則の三十條に三つの事項のみを掲げて居ります場合だけは、即ち此の解雇だけは特別手當を支給しなくてもよい場合と規定したのであります。之は私共が、單に素人が机上で作つたのでなく、専門家の事業經營の事情に通じた方々労働事情に通じ

た方々と協議の上、眞に實際に通じた所、然う云ふ點を考慮した結果出来上つたのであります。其の結果禁錮以上の刑に處せられた者、二十七條の各號、即ち背任行爲、二十八條の不都合行爲に該當する者は、事業主の考へ如何に依つては、支給しなくてもよいと云ふことに規定したのであります。従つて其の他の特別手當を支給しなくてもよい場合を規定しなかつたのでありますから結論として成文に付て見ますと、結局然う云ふ己むを得ない事情があつて解雇する場合にも、特別手當を支給しならぬことになるのであります。其の三つの事項に該當しない場合は、特別手當を支給しなければならぬであります。之は労働者の解雇——即ち職を失ふことより受くる苦痛を除き保護しやうと云ふ本法の趣旨に依つて例外を認めたのであります。仍つて此の例外云ふ名目の下に解雇を願ひ出た場合でも、矢張り金額を支給しなければなりません。

問　只今お話の中の、施行令第二十九條の三項の『陸海軍に徵集又は召集せられたとき』の限度を具體的にお尋ね致します。例へば現在の仕事よりも有利な仕事が出來て退職すると、半分しか手當は貰へないが、もう暫くすると點呼召集があるから、其の時退職願を出せば、事業の都合に依るものとして金額を支給せられると云ふので、實際は自己の都合であるけれども、召集と云ふ名目の下に解雇を願ひ出た場合でも、矢張り金額を支給しなければなりません。

お話をやうに瞬昧になることがあります、結局徵集召集の爲であるか否うかを決めなければならぬが、本法に掲げました『已むを得ざる事情』と云ふのは、結局社會常識を以て判定するの外はないのであります。或は結婚する爲か或は他の事情で退職するかと云ふことは、場合に依つては具體的には難しいと思ふのであります。徵集又は召集されたときは、結婚の場合とは幾らかはつきりしますが、御設例の場合は不明瞭な場合と思ひますが、之は社會常識上徵集又は召集された爲め退職を申出たものと認めらるゝかどうかによつて決する外はないと思ひますが、勿論それは單に事業主側だけで判定し得るのではないでありますから、社會常識を以て判定しなければならぬと思ふのであります。其の場合々々に感じまして眞に已むを得ざる事情か否うかを、其の都度判定して頂きたい。更に『病氣其の他業務に堪へざるとき』も亦曖昧なことがあります。果して業務に堪へ得ないか否うか、労働者が堪へないからと云つたからと、それが眞に已むを得ざる事情になるか否うか、それは必ずしも労働者の言ひ分其の儘を通すべきではないかも知れない。併し労働者が病氣で困つて居るのに、事業主が業務に堪へ得るぢやないかと云つても、矢張り客觀的に然うでなければ、然う判定する譯にもいくまいと思ひます。結局社會常識で御判定になるより外仕方ないと思ふのであります。其の邊は實際問題としては、適當な處で行けるのぢやないか、理窟で云へば非常に難しいやうですが、實際問題としては陸

海軍に徵集されたから退職するのであるか否うか、さう區別のつかぬ場合は餘りないぢやないかと思はれます。それは餘り樂觀に過ぎるかも知れませぬが、それらの具體的の場合に付では、監督局にも御相談になることが必要かと思ひます。唯本法の理想と致します處は、結局特別手當を支給する場合に付ては、それは強くは申されないか知れませぬが、本來労働者の爲に用爲されて居る、原則としても全額を支給すると云ふ趣旨でありますから、出来るならば全額を支給すると云ふ趣旨でありますから、云ふ希望を有つて居るのであります。

問 例へば職工が會社の都合で書記に昇格した場合、退職と看做して退職手當は支給するが、特別手當も支給しなければならぬものでせうか。

答 特別手當を支給する場合は解雇の場合だけであります。今お話をなりましたのは解雇ではありませぬ、従つて特別手當を支給する必要はありません。併し乍ら自己の都合ではありませぬから、其の中間になるのは金額を支給する場合しかないのであります。結局本法は二十四條に付て申上げますと、豫め用意されて居る金額をそつくり其の儘支給することを原則として、特別手當を支給する解雇のときと減額支給不支給の場合とを例外として規定されて居る。其の兩方に當らなければ全額を支給することが原則でありますので、其の儘支給することに相成るのであります。

問 法律第三十條に依ると、三月に事業年度が終了する法人は、第一回の準備積立金は、翌年度の四月にすればよいのですか。

答 先程申しますやうに、三十條自身としては準備積立に付ても同じであります。さう詳しい制限は設けなかつたのであります凡て退職手當規定に依つて、許可を受けた方法に依つてやるものであります。實際問題としては會社の都合もありませうが、専くとも事業年度毎に之をなさることが便宜であらうと思ひますので、然う云ふやうな規定の許可の方針を以て進むものとすれば、三月三十一日に於て事業年度を終る會社に於ては、専くとも一月から三月末迄の三ヶ月分に該當する分を、四月に積立ることになると思ひます。専れら具體のこととに付ては、監督局とも御相談の上、規定を作つて頂きたいと思ひます。

問 勞働者轉勤の場合の取扱に付てあります。専れら人格の異なる場合、或は同一の場合、或は傍系會社、所謂姉妹會社其の適用工場又は鎌山から非適用工場又は鎌山に移つた場合の取扱をお尋ねします。

答 先づ純然たる法律上の解釋だけを申上げますと、如何なる場合に於ても、本法の建て方が工場、鎌山を自當に適用になつて居るのでありますから、而して法律だけでなく施行令、施行規則を見ましても、凡てそれを建前にして出来て居りますので、適用工場、鎌山であらうが、非適用工場、鎌山であらうが、専く角轉勤した場合に於ては、一應其の手當規定を動かさなければならぬことになると思ひます。従つてそれは轉々であつて解雇でもなければ自己の都合の退職もありませぬから、全額支給と云ふことになるのであります。唯同一人格者の他の山に移つた場合即ち一つの會社が二つも三つも鎌山を持つて居る場合、而も双方共適

用鎌山であると云ふ場合、其の會社としては、而も同一の規定を持つて居る場合と規定が異なる場合は大分違つて来ますが、同じ會社にしても甲の鎌山は二十日分、乙の鎌山は十三日分しか規定して居ないと居る場合もあらうと思ひますが、同じ規定を兩鎌山に持つて居つて居る場合も専且支給してやらなければならぬと云ふことは、常識にも反しますし、又本法の退職の際に支給すると云ふ趣旨よりしても、必ずしも喜ばしき現象ではないと思ふのであります。實際の扱ひとして私共の希望するには、然う云ふ場合は一應帳簿上の計算をなさる……併し乍ら實際問題として之を支給なさらない、後の鎌山に於て退職する場合、前の鎌山の分から通算した支給が出來れば、成るべく通算規定に依つてやつて頂きたいと思ふのであります。然うすれば法律の解釋としては、後に至りましては、其の内訳は何等か計算する必要がある場合……頭の上だけでも知りたいと云ふ場合は、前の鎌山の分が前に計算せられた金額で其の残額が後の鎌山の分だと云ふことになると解してよいと思ひます。それが面倒でなければ成るべく然う云ふやうに扱つて頂きたいと思ひます。又非適用鎌山に移つた場合は問題はないと思ひます。併し非適用鎌山であつても、實際上同じ規定を持つて居るとすれば、今申しましたやうな扱ひをなさることも一つの方法かと思ひます。其の場合に於ては其の會社として何等不利はなく、便宜あるのみであると思ひます。施行規則第四條に依つて法律第三條の許可を受けて、適用を受けることが便宜と思ひます。要するに、法律の解釋としては、然う云ふ場合は一應計算なさらなければならぬものと云ふ解釋を以て進んで居るのであり

ふ、双方共義務違反になると云ふことを申上げたのであります。

問 例へば二十五日なら二十日に支拂ふべき賃金を其の翌月支拂つても、其の期間中の百分の二を引けばよいと、常識的に考へて差支はありますぬか。

答 常識的には賃金を拂ふときに、其の賃金の百分の二を引かなければならぬ、賃金は決つた支拂目に拂はなければならぬ。従つて其の支拂日に引かなければならぬと云ふことにお考へ願ひたいのであります。

問 然うすると、例へば一月一日から一月三十一日迄の賃金を、翌月の十日に支拂ふと云ふ場合に問題が起ると思ひます。

答 本法が一月一日から適用されるとすれば其の點が疑問なのです。本法を一月一日から適用されるとすれば其の點が疑問なのです。に於て、先程説明した施行令第二條を置きまして、苟くも一つの働きに對して賃金を支拂ふ以上は、其の賃金の「分の二」を控除すればよいと云ふことを現はしたのであります。全體の金額の百分の二を引けばよいのであります。支拂日が二月十日に決つて居るとすれば、必ずや一月十日に拂はれることになつて居ると思ひます。本法上の支拂賃金は其の月の賃金と看做すと云ふ、施行令第二條第一項の規定がありますから假令十二月の働きに對しても本法上は一月の賃金と看做されることに依つて、本法施行後の賃金でありますから、本法上は矢張り百分の二を引かなければならぬことに相成つて來るのであります。本法は一月一日から施行になつて去年の働きに對しても差引くと云ふことは、常識的に合はないやうに思はれるのであります。其の経過的の規定として附

から採用してやれと云ふことは書て居りますが、其の時に採用してやる義務はありませんが、義務年限を附するか否うかと云ふやうなことは、別に國家の制度としてはないのでありますから、一般原則で行つて差支ないのであります。労働者と事業主と雇傭契約を結んで、其の期間中にやめるのは契約を履行しないのでありますから、民法の原則に從つて解釋していゝ譯であります。只除隊後更に雇傭契約を結ばれる際に然う云ふ内容の雇傭契約を結ぶことは一向差支ありません。それは差支ないと申しましても、一般の雇傭の場合と違はないのであります。退職手當に於ては別に觸れて居りませぬので一般的の制度法規に従ふ外はないのであります。

問 お尋ねの仕方が悪かつたかも知れませぬが、今お尋ね致しましたのは、在職の儘で兵役に服しました場合は、極端に云へば徵集期間が盡きまして直ぐ又やめたと云ふ場合に、一應兵役に服した期間を在職期間と認めるとはいゝが、それでは整理がつかんのではないか、兵から歸つて今度働く期間に何年間とか、應召から歸つたときは、何ヶ月と云ふやうに義務年限をつけていか否うかと云ふのであります。

答 一寸聽きにくかつたのですが、結局兵から歸つて来て、更に雇はれる場合に入營中の期間をとるか否うかと云ふ問題のやうに思ひますが、現在各會社に於て色々な方法が行はれて居りますが、一應解雇して出來た場合に又雇ふてやると云ふ規則の處もあります、又休職の制度で、其の會社の労働者であるが、給料は支給しないとか、三分の一を支給するとかして居る處もあります。

則の二項を設けたのであります。即賃金を計算する場合には『同法適用後の勤務に對する賃金に依り之を計算することを得』と云ふ規定を置いたのであります。即ち一月十日に拂ふ賃金は差引かなくともよいのであります。實際は二月十日、三月十日と差引い

問 然う致しますと、二月十日に差引く場合は、一月と二月と一緒に差引くことになりますか。

答 然う云ふことは起つて來ない。二月に拂ふのは一度しか

ないでありますから、二月分一度しか起つて來ないです。

問 三月に入つて二月の支拂をするときに、其の二月分の百分の二を引くことになりますか。

答 然う云ふことは起つて來ない。二月に拂ふのは一度しか

ないでありますから、二月分一度しか起つて來ないです。それから百分の二を引けばよいのであります。支拂日が二回あれば二回と云ふことが起つて來ますが、御設例の場合は月一回支拂でありますから本法上は二月の月は二月の賃金一本であり一月の勤務に對して二月拂ふ其の賃金は二月の賃金であり、其の時に控除するのであります。

問 勤労者が陸海軍に徵集又は召集されて、それが終つて直ちに勤務に復しました場合は、其の期間は在職期間と見るのでありますか。

答 其の問題は退職手當の方には關係ないのであります。

國家の制度と致しましては、今の處然う云ふ制度はないと承知しますが、殊に入營者職業保證法に於ては、徵集されて應じたのだ

す。斯う云ふことを考へますと入營の時解雇し退營して新に雇入れる場合は問題がない、前の解雇の時に手當の問題生じ、後の雇入から後の勤續年數が計算される、又、三十條の手當規定を作られます場合に於て、殊に休職制度を執つて居られる會社に於かれましては、其の休職期間を本法の手當規定の手當を支給する場合に、勤續年數に數へないと云ふことも、場合に依つては認められると思ひます。入營中は國家の義務でありますから、其の期間も一律に勤務年限に算へる規定も望む處であります。勤續年數に計算せずに、退職手當を支給する計算方法を規定の上に採入れられた場合も、監督局は認めて居るゝなると思ひます。短い期間例へば二週間とか三週間とかの演習召集等の場合に於ては、そこ迄認める必要はないと思ひますが、一年、二年、三年と云ふやうな入營期間は之を休職といふやうな扱で勤務年限に數へないと云ふ規定を認めらるゝことゝ思ふのであります。退職手當の多い處は、最低限度十二日分を割らない場合が普通であらうと思ひますので、勿論然う云ふ場合は認めて差支ないと思ひますが、十二日分を割ると云ふやうな場合は、法律解釋として假令監督局が認めて居りましても、後で法律問題が生じました場合、何れに決まるか斷言出来ない、結局に於て大審院の判決が何う下るか豫測することは出来ないのであります。或は然う云ふ休職期間と云ふものは、認められないことになるかも判らないと虞れるのであります。行政機關としては、一應然う云ふ場合は認めて行くのがいいゝぢやないかと云ふことを話合つて居るのであります。監督局も然う云ふ方針で行くと思ひます。

監督局(補足) 只今事務官から、雇傭期間のことに付て、任意として二十日間とか六ヶ月とか定めて雇入れることが出来ると言ふお話をありました。あれは設例だとは思ひますが、若しその期間を定める場合、雇傭労役規則になければ、それはいけないことになります。二ヶ月とか三ヶ月とかの雇傭期間は、普通の場合從來から認めないことになって居ります。特殊の業務に限つては認める場合もあませうが、一般的の業務に付ては短いのは認めないのでありますから、左様御承知を願つて置きます。

高橋事務官 解り易く説明する爲め、極端な例を引きましたが、特に設例と申上げたのは、法令の範圍でやられると云ふことを前提として言つたと云ふことを御承知願ひたいと思ひます。

問 勞働者退職の場合に於て、労働者が會社に債務を負ふて居る場合は、會社が労働者に對して支拂はなければならぬ處の退職積立又は退職手當金等を以て相殺することが出来ませうか。

答 本法に於ては、譲渡禁止、差押禁止をしたに過ぎないのでありまして、相殺規定はありませんが、民法第五百十條は差押禁止の債権は相殺を以て對抗せられないといふことを規定して居ますし又、常識問題としても、實質的に見ても事業主に於ては、退職手當は其の儘の支給して頂きたいと思ふのであります。殊に民法上からも差押を禁止せられて居る債権は相殺することは出来ないと云ふ規定がありますから、法律上出來ないものと解釋頗るべく……。

百人は其の最初の月は實收賃金で計算しなければならぬ、其の後は標準報酬日額で計算しなければならぬと云ふことになる、而しそれは實際問題として、假りに二百人新に雇入れたとすれば、二百人分の賃金を三十倍で計算しなければならぬことになります。貴方の處は何回ですか……一週間ですと途中で這入った者でも、一番多いものは三週間分の實收を計算しなければならぬ。

問 一ヶ月分標準日額の三十倍、百分の二ではいけませぬか。

答 二十日分に三十日分を代用する方法は立たない。

問 初めの月は、一ヶ月一回引いて行けば三十倍になりはしませぬか。

答 初めの月は二十日間なら二十日間に得る賃金といらものは考へられますが、一ヶ月に得る賃金と云ふことは考へられないのですから『一ヶ月の賃金となすことを得』と云ふことに該當しないであります。

問 それは本人の爲に金を取つてやるのだから、よいではないいかとも考へられますか……。

答 それは實際上は私の方は然るべくやられて差支ないのぢやないかと思ふて居ります。法律の解釋をお訊きになればさう答へる外はない、而し労働者に損を與へると云ふことなら許せませんけれども、さうでないのですからそこは然るべくで……。

問 健康保険の準備積立金、退職積立金を支給する場合、新に雇入れた者は、其の月だけは實收賃金の百分の二にすると云ふことであります。然うすると兩様に計算しなければならぬので煩雜になりますが、矢張り兩様に計算しなければなりません。

答 多少煩雜にはありますが、原則としては凡て實收賃金に依らなければならぬのでありますから、兩端だけは實收賃金に依らなければならぬが、後は健康保険に依れば、之程便宜なことはないであります。全部健康保険に依れば、之程便宜なことはないであります。理論上、一月に満たぬ端數はそれは出来ないことを思ひます。一般原則通り常に實收に依らなければならぬことと比較すれば、非常に便宜になるのであります。然し理論上さし得る場合があつたと假定致しましたならば、それに比較すれば煩雜ですが、原則に依る場合に比較すれば非常に便宜でありますから、其の邊で御諒承願ひたいと思ひます。然し理論上さうですが實際は然るべくやられて餘り喧しく云ふべきぢやないかも知れませんが。

問 貸金を拂ひますに、一週間毎とすれば一ヶ月に四、五回拂はなければならぬ、それを假りに三十日なら三十日に支拂ふと致しますと、一ヶ月一回でよいか、それでよろしくございますか。

答 其の點は先程も誤解があつたやうであります。何回拂にして居りましても、既に過去の分を拂つて居られると思ひます。實際問題として前拂はないと思ひます。一ヶ月四回でも五回でも、一週間過ぎたときに一週間分を拂ひ、其の次の週間も同様

問 損を與へる譯ではありませんから……。

答 法律の解釋は一ヶ月間あつた場合だけのことであると、御承知置きを願ひます。實際上非常に面倒なことがあるとすれば喧しくお考へにならないでもよいのぢやないかと思ひます。(笑聲)

監督局 引いたものは労働者のものになるのですから、さう喧しくお考へにならないでもよいのぢやないかと思ひます。(笑聲)

問 退職積立金の積立の差額を、三ヶ月とか五ヶ月取纏めて積立の許可を受けて居ります場合に、退職者が出来ますと、最後に端數期間が出来ても、矢張り退職積立金の控除を假りにやりますと、引いたものを直ぐ又支拂はなければならぬ。斯う云ふことが起る場合があらうと思ひます。然う云ふ場合でも矢張り形式はならば、最後の月でも矢張り差引かなければならぬことになつて來ませうが、實際問題として其の支拂日と一致して居ない……一致して居る場合は問題はないが、支拂日と解雇日とが必ずしも一致するとは限らないから、退める前の分迄は控除してしまつて手許に持つて居る。まだ差引いて居ないのは問題はないであります。而して労働者は退めたのでありますから、それに付ては本法の適用はないでありますから、それは解雇してから後に支拂義務を生ずるのであります。即ち労働者でない——労働者のみに本法の適用があるのでありますから、支拂日と解雇日と偶々一致して居るときはお詫びの如くなるけれども、前の支拂日から其の日迄

三日とか四日とかは、賃金の支拂期日が来て居ないのでありますから、退めてから支拂はれることになりませう。それは差引く必要はない。労働者は本法の適用を受けて居ないのでありますから問題は退める日迄差引いたものが問題になる。それは施行令十三條に依つて退職積立金を支拂はると同時に、遅滞なく支拂ふのであります。先程申しますやうに、預けてある金は、労働者が支拂を受けるに必要な手續を完了しなければならぬ、同時に控除して預けたる金は、當然支拂はなければならぬと云ふことを、施行令十三條に規定したのであります。所謂當然のことを規定したに過ぎないので、三日とか四日とか控除してないものは、問題は起らないと云ふことに御解釋願ひたい。

問 法三十條の準備金の場合は、當然事業主の貸借対照表に舉つて来ると思ひますが、法十一條の退職積立金の方は、純然たる労働者の財産ですから、事業主のバランスシートの上に舉つて來ないのが原則ではないかと思ひますが、當局に於かれましては、積立金も尙バランスシート面に記載するやうに希望せられて居るか否うかお尋ね致します。

答 それは私共としては別に希望は有つて居りませぬ。殊にそれを世話して居る強制貯金と同じやうにお考へ願つて、それに準じて扱つて差支ないのであります。理論としては會社のバランスシートに現はるべきものではないと云ふやうに考へるのであります。或は私共素人でありますから、考へ及ばない點があるかも知れませぬが、間違ひないと信じて居ります。妙くとも會社の損

益計算書には這入らないものと考へて居ります。尙準備金の方は疑ひないやうでありますたが、準備積立金にしても、退職手當積立金に致しましても、之は會社の損益勘定に『損』として現はれるだらうと思ひます。勿論今迄退職手當積立金をなさつて居る會社に於かれましては、利益金の中に包含されるか、若は損益計算上の所謂損として現はれて居つたものと思ひます。其の積立てられて居る額は、財産目録の上にも、亦貸借対照表の上にも之が舉て居るのであります。それと同じやうな方法に於て、此の積立金とゴツチヤ混ぜにせられても、會社の自由でありますうが、實際問題としては會社としても、此の積立金は別に金額を記して置て頂きたいと思ふのであります。殊に從来積立金は假令損とか経費とかとして現はれてゐても、課税上は損と認められないでありますから、所得税等の點に於ては課税の客體となるのでありますから、財産税法が成立するとしますと財産税の課税の客體となるのであります。本法の積立金は課税標準とならないでありますから、之を區別して置かれることが便宜だと思ひます。それだけ附け加へて申上げて置きます。

問 先程お尋ねしました控除する積立金のことですが、之から先き一ヶ月宛順送りにして行つてよしゆうございますか、私の處は一月の分を二月の六、七日に拂つて居ります。

答 それでは然う云ふことになります。

問 十二年度は十回締切がある譯ですが……。

答 それは一月全體の分一月一日から一月三十一日迄の全體

のものを、然うなさつて居るのでせうが、年末は何うなさつて居ますか。

答(問者) 年末の經營の都合上、十二月の賃金は一月に支拂ひますが、帳簿上は十二月の経費として扱つて居ります。

答 それは當り前ならば、賃金から百分の二を引かなければならぬが、引かれなかつたから、結局今年は十一月分だけと云ふことになる譯です。

問 然うすると、積立金の基礎になる賃金は十一ヶ月分で行きますか、十二ヶ月分ですか。

答 それは十一ヶ月分でも差支ありません、施行令附則第二項によつて十二ヶ月分でも差支ないと思ひます。それは原則に從つて本年一月に支拂はれる分の積立を爲さることにすれば。

問 十二年の十二月分を十三年の一月に拂ふことにし本年の一月分は積立てず、結局本年は十一ヶ月でもよろしくございますか。

答 然うです。

問 帳簿書類は義務完了後三年間保存せよとあります。『義務完了』と云ふのは何う云ふ意味にとつたらよしゆうございますか。又、重要書類とはどんなものですか、領收證はありますか。

答 之は規定するのに非常に苦しんだのであります。例へば若しも退職手當は相當重要な事項でありますから、或は争ひを生ずることがあるかも知れないと思ひますので、事業主として其の受取證をとられるかも知れませんが、それは重要な書類でありますから、其の時から三年間保存して貰ふ『完了後』と書きまし

たのは、例へば帳簿が、労働者が退めると、其の分だけ取り戻すやうになつて居るとすれば、三年間経てば脱しててもよい、何冊にもなつて居るとすれば、其の最も新しい最近のもの、労働者の關係する分が終つたら、支給してから三年間経つたら、其の帳簿は破棄して差支ないと云ふ意味を現はしたのであります。

問 退職者がなければ、何十年でも保存しなければなりませんか。

答 退職する迄は必要でせう。『義務完了』と云ふのは、退職者に對して支拂をせられる、それを義務完了と云ふので、帳簿の種類に依つて違ひます。例へば退職の場合を考へますと、十六條、十七條に依つて退職する場合は、各労働者別に金額が計算されて居ります、何時退めても其の金額を出し得るやうに用意して居るのでありますから、労働者が退めない以上は見張つて置く必要がありますから、假令規定がなくとも保存しなければなりますまい、事業主として必要でせう。さうせねばもう一度計算しなければならぬから、何うしても持つて居らなければならぬ。準備積立金に於ては労働者と關係がない場合があると思ひます、準備積立金は毎年々々積んで置く、積んで居る間は事業主として必要であらうと思ひます。其の帳簿が一杯に厚くなつて、新しい帳簿に移されたとすれば、舊の帳簿はそれから三年経つたら必要がなくなると同じ意味でありますから、然う云ふ場合は初めから今迄の分はなかつたものと見られてよいと思ひます。唯其の場合新しいものと舊のものと同じか否うかと云ふ不安が起らぬとも云へないから、三年間は保存して置く。結局事業主側に於て適宜常識判断

に依つて、然るべく取扱つて行けばよい、例へば受取證の如きは義務完了後三年間と云ふことになる譯であります。

問

『重要な書類』と云ふことは、何に依つて決めますか。

答 凡て『重要』として、以下云々と書いてある規定——例へば『業務に堪へざるとき』と云ふやうなことは、法律の解釋としては、事業主の考へ如何に依つて定まる事でもなし、労働者の考できることでも監督局の考へ如何に依つて定まるものでもない。客観的に重要なものは重要である。其の境目に付て重要であるか否うかは、事業主が判断を加へることが、實際問題としてはいゝでせうが、法律解釋としては客観的に決まるとお答へする外はないと思ひます。

問 施行規則に依つて届出を要する重要な書類は、監督局に於て一定せられて、配つて頂きたいと思ひます。例へば労働者数でも、男女別にせず届出ますと戻つて來ると云ふやうなことがありますので、一定されたものを各礦山工場に配つて頂くことは出来ませぬでせうか。

答 監督局結構です、然う云ふことにしたいと思ひます。早速此方からお願ひしたいことがありますから、此の機會に申上て置きます。施行規則第七條の、施行令第九條第二項の標準報酬日額に依る許可の申請書に記載さるべき、一號から六號迄の中、三號から六號迄の事項に付ては、施行規則には坑内外別と業務別として書かないで、其の鑛山の状態を書くやうにして居りますが、福岡の監督局に於ては坑内外別と業務別とに分けて記載して申請して頂きたいのであります。使用労働者現在數に付ても、坑内と坑

外とに分けて、それを更に業務別に分けて書いて頂きたいのであります(「男女別は要りませんか」と呼ぶ者あり)男女別は要りません。次は施行令第九條第一項の但書の規定に依つて、早速一、二、三ヶ月分を四月十日迄に積立てると云ふことの許可の申請を至急出して頂かなければならぬのに、まだ大分分出で居ない處があるやうでありますから、至急お出しを願ひます。(其の形式は「と呼ぶ者あり」)形式は別に決つたものはありますね、「本年一月から二月、三月迄の分を取纏めて四月十日迄に積立てたいから許可して呉れ」と云ふ意味の申請書であればよいのであります。

問 それに付てお尋ね致しますが、退職積立金の控除額は三ヶ月に一度纏めて控除したのを記入しなければなりませんが、通帳は出来て居りますが、三ヶ月に一度控除したことにしてなければならぬものでせうか。

監督局

質金の支拂の都度控除するので、取纏めて控除する

ことはない筈であります。控除の都度記入して頂きたい。

答 退職積立金の控除に付ては先程申上げましたが、帳簿の様式は別に施行規則で決つて居ない。何んな様式でもいゝ参考として挙げたのが二號様式であります。控除してそれを記入して置かないと、會社として何うなつて居るか判らないで都合が悪いと思ひますし、監督局としてもお困りになると思ひます。明にして置いた方が労働者の爲にいゝと思ひます。

問

改正規定の準則に依りますと『勤続一年未滿の端敷に對しては方割を以て計算する』ことになつて居りますが、之は何うしても然うしなければなとぬものですか。

りませうか。

答 それでも差支ありません。法律の最低限度は全部を平均したならば差支ないが、唯許可を與へる際はそれを考慮して、最低は十二日であるが、此の會社としては何れ位がいゝと云ふことを考慮して許可するのであります。但し法に觸れるか何うかと云ふことは、只今御設例になりましたやうに、第一年は十一日といふのは不可ません。最初の一年は十二日其の次は十五日、其の次は二十一日と段々出て来ませうが、最初一年は十一日ではいけませぬから、左様御承知を願ひます。

問 監督局からお話をありました、勅令第九條、第十條に依る取纏め許可申請書及積立方法の許可申請に付ては、何か様式がありますか。

答 監督局も然う云ふ方針で居られますか、施行規則に於て出して頂けばよいのであります。

監督局 別に様式はありません。貴方の方で都合よく考へて手落の爲に罰則に觸れるやうなことのないやう、最低限度で作ります。規定のいゝ處は切棄計算をしてもよい、而して其の場合でも月割計算だが後は切棄てたと云ふ場合に『若しも本規定に依つて支給する額の計算が、三十條の三項を割るやうな場合は法律の最低限を満すまで補給する』と云ふ一條文を置て頂きたいと思ひます。

答 三十條の規定の『専くとも勤續一年に付て十二日分』と

云ふ字句は、勤續年數を平均して十二日分と云ふことでありますか、例へば最初の一年は十五日、其の次は十二日、其の次は十一日で、それを一年に平均すれば十二日と云ふことでもよいのであります。

監督局として一言御挨拶申上げます。

本日は御多忙中に拘らず皆様御出席下さいましたことを、衷心感謝致します。質問の内容を承りますと色々適切有益な御質問であつてよいであります。

鑛政課長ノ挨拶

りまして、私共としても非常に参考になつた次第であります。何うか此の熱心さを以て退職手當ばかりでなく、一般法規勵行の爲め今後共大に努力せられんことを希望して欲みませぬ。

今や我國は、政治的に見ましても、非常に多事多難の秋であります。此の事業方面のみに付て見ましても、最近石炭界活況を呈しまして需用が著しく増加し、増産に亞ぐに増産を以てしなければならぬ、而もそれに對して労働者の募集は意の如くならず、又材料費も日々昂騰するばかりであります。従つて生産費も嵩高を免れない、賃金引上の傾向を辿り、労働争議の虞れもないではありません。其の他各種法規の改正實施等を考えますと、昭和十二年度と云ふ年は、非常に多事多難ではないかと思ふのであります。此の際、當業者と致しましても、緊憚一番大に我國産業界の爲に、貢獻せられることを切に希望して欲みませぬ。

近時産業の活況、事業の活潑を呈すると共に、災害も著しく増加の傾向を辿つて居ります。特に其の災害の内容を見ますと、質的にも非常に惡性の災害が増加して來まして、鐵業は世間批評のとなつて居ります。従つてそれを監督する吾々としても、種々の悪評を受けるのであります。吾々と致しましては、此の機會に過去のやり來つたことを振り回つて見て、改むべきことがありましたならば、率先改めまして、畏れ多くも五箇條の御誓文に『舊來の陋習を破り天地の公道に基くべし』と仰せられた御趣旨を體しまして、監督局と致しましては、從來改むべきことがありましたならば、率先改めて、眞に刷新的な意氣を以て進んで行きたい

と考へて居ります。何うか當業者各位に於かれましても、吾々の意の存する處を十分御理解下さいまして、我國産業界の爲め大所高所から、大に自重自戒せられることを希望致しまして御挨拶に代へます。

閉會ノ辭

午時 午後四時三十分

(終り)

本日は長時間に亘りまして、非常に御熱心な御質問があり、當局の之に對する明快なる御説明に依つて、色々御質問の點も氷解せられたことゝ存する次第であります。尙御質疑の點もあるかと存じますが豫定より時間も長くなりましたが、之を以て閉會致します。

本
會
記
事

統制を一元化せよ

互助會石炭會社

六月一日より

本町の新事務所に移轉

販賣・產生

昨年十一月廿一日創立せられたる互助會石炭株式會社は日尙浅きにも拘らず、中島社長初め青柳専務の大なる努力により、石炭販賣統制機關として確固たる基礎を築き、色々其の機能を發揮しつゝあるが、中島社長は大乘的立場より、現在及將來の石炭鑄業界を大觀して、其の統制機關としての重要な使命に立つ互助會石炭會社は、其の母體たる互助會に一元化し、更に統制を強化して販賣統制のみならず生産統制をも併せ行ふべしと主張し、五月初め自ら社長を勇退せられ、實質上の相談役としてはそれが實現を期すべきことを聲明せられたるを以て、五月五日臨時株主總會を開

き、後任社長に互助會會長金丸勘吉氏を選任し、定款の一部を變更して、副社長に互助會副會長野上辰之助氏を選任し、新に山本平八、中島森太郎兩氏を取締役に選任し、何れも就任快諾せられ、之れと同時に、統制規約を變更し、會社に於て生産統制をも行ふことに決定した。其後専務取締役青柳六輔氏も辭任を申出でられたので、更に六月六日午前十時より、直方市鑛山俱樂部に於て、再び臨時總會を開催し、青柳専務並に取締役小林勇平氏の辭任を承認し、後任専務取締役に武内禮藏氏を選任し、小林俊治、田舎寅藏兩氏を監査役に選任、何れも就任せられた。

茲に互助會並に石炭會社は完全に一元化を斷行し、武内専務が毎日出勤出來ない事情にあるため、不在中は主事風戸道康氏が事務を代行し、庶務係に赤司有三氏、業務調査係に鍋島博氏、會計係に山下留次郎氏を配し、六月一日より本町二丁目の新事務所に移轉し、非常時燃料國策の確立のためにハリキツテ事務に精進しつゝある。

昭和十一年度に遂行したる主なる業務

一、昭和十一年度本會所屬送炭調節並ニ正炭實送

全國調節高は二千九百十九萬五千四百二十三噸互助會所屬炭は三百八萬八千四十八噸の割當となり前年即ち十一年度三百六萬六千二百四十九噸に比して一万一千七百九十九噸の増加を見るが其の正炭實送高は三百一萬三千三十三噸となり差引七萬五千十五噸の送炭不足を見たり今之れを表に示せば次の如し

昭和十一年度調節對實送比較表 (△印ハ減)

調 節 高	正 炭 實 送 高	對 比 增 減
上 期 一、四九四、六〇〇	一、五一四、一九五	一九、五九五
下 期 一、五九三、四四八	一、四九八、八三八	△ 九四、六一〇
計 三、〇八八、〇四八	三、〇一三、〇三三	△ 七五、〇一五
昭和十一年 三、〇六六、二四九	二、九二一、〇三七	△ 一四五、二一二
十年對比 二一、七九九	九一、九九六	

昭和十一年度互助會總括出送炭數量表

上 期	舊 坑 正 炭 實 送 高	新 坑 正 炭 實 送 高	新 舊 微 粉	新 舊 無 煙 烟 燐 石	計
上 期	一、五一四、一九五	五四〇、八九二	二二、二二一	二一、二〇四	二、〇九八、五〇二
下 期	一、四九八、八三八	八一五、九一五	二九、六〇六	二九、三〇二	二、三七三、六六一
計	三、〇一三、〇三三	一、三五六、八〇七	五一、八一七	五〇、五〇六	四、四七二、一六三
昭和十一年度	二、九二一、〇三七	五七〇、五八六	四一、〇三四	三〇、二八〇	三、五六二、九三七
十年對比	九一、九九六	七八六、二二一	一〇、七八三	二〇、二二六	九〇九、二二六

一、販賣統制機關の設立

互助會が生産統制機関とし本邦石炭鑄業界に重要な役割をなし名實共に其の真價を認められたるが更に販賣統制の必要に迫り昭和九年來の懸案たりしが愈々本年度に於て實現を見るに至り十一月二十一日創立總會を開き資本金壹百萬圓を以て互助會石炭株式會社の設立を完成したり

一、互助會報の發行

互助會規則第五條により會報を發行して本會事業の一とすべき計畫なりしも是迄内部の陣容整備に努め居りたる爲め其の機會を得ざりしが愈々基礎成り九月十五日を以て創刊號發行の運びに至り爾來每號を重ねるに從ひ相互連絡機關として所期の使命に邁進し居れり

一般的需要の増加に伴ひ前年度に比して著しく活況を呈し自然の値上りは勿論なるが五助會としては從來常に大手筋所屬石炭より不利の立場にあるを遺憾とし數度上京委員を選定聯合會及昭和石炭會社と接渉し一面商工省當局に陳情して炭價の引上げを交渉要請の結果前年より相當の値上りを見るに至れり。

一、炭價の値上げ運動

從來五助會關係の各炭坑の各炭坑電力料は九水、東邦、九軌、三會社共に大手筋所屬炭坑より高率單價の契約をなし居り素より其の電力使用の量其他工作の難易等の關係上已むを得ざるに出でたるとは云へ今日不當なりと認め十一年度第一回理事會に於て契約改定交渉の協議をなし爾來數度の理事會に於て具體案を作り交渉委員を選定して正式接渉を開始したるが會社側の態度意外に強硬にして中途交渉破裂の止むなきに至りしも交渉委員の熱烈真摯の接渉に依り遂に既報の如き契約改定を見るに至れり。

一、電力料金の引下げに付き

石炭礦業聯合會常務理事池上駒衛氏は今回病氣の爲同職を辭任し當分靜養に努むる事となつた。

炭聯常務理事 池上駒衛氏辭任

参考

出動配船も今の處方針を決し兼ねてゐるものとの如くである。
口、近海 各方面に船腹の消化順調で遠洋から歸航船も船腹の需給關係には殆んど影響なきのみならず、却つて尚その不足を訴へてゐる實状にあつて北洋材、石炭、礦石等の大口貨物を引受けてゐる各手筋では手當難を感じてゐる有様である、従つて氣配は相變らず堅調を續け目先き此商狀を維持するものと見られてゐる。

ハ、石炭 中下旬積の引合が續いて相當行はれてゐるが各型を通じて船腹不足を告げてゐるので、氣配は益々硬化の氣味にあり宇部—芝浦は四圓以下船主見送りの模様で、日本海方面向も若松—直江津參圓八、九拾錢を唱へ若松—京濱四圓貳拾錢、川崎揚四圓六、七拾錢、若松—伊勢參圓七拾錢、北海道炭は小樽—京濱四圓八、九〇錢室蘭—京濱四圓乃至四圓壹、貳拾錢見當を唱へ何れも恥り氣配である。

最近の成約運賃は若松より、

京	濱	四圓貳拾錢
川	崎	四圓七拾錢
清	水	四圓四拾錢

参考

一、汽船運賃

(六月十五日)

イ、遠洋 北米大西洋、ガルフ並に太平洋岸等より木材、屑鐵、鱗鐵石、棉花等の動きが尙相當多いが對歐穀物類の出廻りはシーザンを過ぎ歐洲各國共其日暮時な買付を行つてゐる程度で倫敦市場も流石に閑散となつた。然し軍需原料品の動きは各方面共尙相當旺盛で今尙船腹需要を喚起してゐる。倫敦市況の軟勢と共に各方面共影響を受けてゐるが大勢は軟勢を免れない。目下特にガルフ方面からの下半期に於ける各種大口引合が行はれてゐるが船主の態度は尙々強硬で、一方遠洋航路補助に依る長期

伊勢	臺灣	參圓七拾錢
大阪	入賀	壹圓九五錢
伏木	鴻	貳圓五拾錢
新釜	山	參圓六拾錢
仁川	參	壹圓三五錢

二、帆船運賃

六月若松港協定運賃表

紀州由良	仕向地
和歌山	運賃
櫛吉佐	仕向地
野見井	運賃
二、三 二、四	二、三 二、四
岡鹿	仕向地
岡宮	運賃
岡山川入	仕向地
忍山	運賃
幸西浦	仕向地
一八九	一八九
岩今津川入	仕向地
一八九	運賃
國國	仕向地
三田尻	運賃
德島鳥	仕向地
一小島	一四五
一五五	一四五
一三三	一三四
一二二	一三四

燃料局官制

天然資源の確保は國防上、產業上最も急務とされており、これが政策の確立、遂行のために商工省外局として燃料局を新設し、前次官竹内氏を初代局長に起用してこれに當らしめることとなつた。官制は六月十日公布、即日實施されたが燃料資源の開發促進、石油業の統制及びこれが監督、人造石油事業振興などの綜合國策を司る、尙同局は東京丸ノ内舊時事新報社屋四階に店開きするが、官制は左通りである。

一考

第一條 燃料局ハ商工大臣ノ管理ニ屬シ左ニ掲タル事務ヲ
掌ル

二、燃料政策一般ニ關スル事項

三、燃料資源ノ開發促進ニ關スル事項

四、石油業法ノ施行ニ關スル事項

四、人造石油製造事業ノ振興ニ關スル事項

燃料局官制

掌
川

一、燃料政策一般ニ關スル事項
二、燃料資源ノ開發促進ニ關スル
三、石油業法ノ施行ニ關スル事項
四、人造石油製造事業ノ振興ニ關スル

事項

第六條 燃料局ニ専門委員ヲ置キ専門ノ事項ヲ調査セシム
専門委員ハ商工大臣ノ奏請ニ依リ學識經驗アル者ノ中ヨリ
大臣ノ奏請ニ依リ關係各廳勅任官ノ中ヨリ内閣ニ於テコ
レヲ命ズ

五、燃料ノ有效利用ノ促進ニ關スル事項 六、其ノ他燃料政策ニ關スル事項

第二條 燃料局之職務

事務官	専任十三人	奏任内一人ヲ勅任ト爲スコトヲ得
技師	専任十四人	奏任内一人ヲ勅任ト爲スコトヲ得
屬	専任三十三人	奏任

第三條 前條ノ事務官ノ外事務官七人ヲ置ク商工大臣ノ奏請ニ依リ陸軍各兵科佐尉官又ハ海軍佐尉官ノ中ヨリ内閣ニ於テコレニ補ス内一人ハ陸軍將官又ハ海軍將官ノ中ヨリコレニ補スルコトヲ得

第四條 前二條の取扱い外に二条の規定による
高等官ノ中ヨリ内閣ニ於テ事務官ヲ命ズルコトヲ得
第三条 次斗局ニ參與フ置キ局房ニ參與セシム參與ハ尙工

第五條 濟科局ニ參與ニ當ル事務ニ參與シテ、其事務ノ行
大臣ノ奏請ニ依リ關係各廳勅任官ノ中ヨリ内閣ニ於テコ
レヲ命ズ

第六條 燃料局ニ専門委員ハ置キ専門ノ事項ニ就ケンシ
専門委員ハ商工大臣ノ委請ニ依リ學識經驗アル者ノ申ヨ
リ内閣ニ於テコレヲ命ズ専門委員ノ任期ハ二年トス但シ

全國坑所貯炭高調明細表

昭和十二年三月末日

△印ハ減

東京卸賣物價指數

		(有煙)		前年同期對比	
		三月末現在	前月末對比	計	計
九	州	豐岡	筑賀	佐佐前	肥前
八	北海道	小計	小計	小計	小計
七	茅留	沼留	釧路	狩	石狩
六	常	常	常	常	常
五	合	計	計	計	計
四	部	磐	磐	磐	磐
三	宇	四二六六	四一六四	四〇四四	三九一九
二	佛考	彼杵八崎戸、高島、松島、其他雜坑ヲ含ム	彼杵八崎戸、高島、松島、其他雜坑ヲ含ム	彼杵八崎戸、高島、松島、其他雜坑ヲ含ム	彼杵八崎戸、高島、松島、其他雜坑ヲ含ム
一	備考	一七、六〇〇	一七、六〇〇	一七、六〇〇	一七、六〇〇

— 考 參 —

		三月末現在		前年同期對比	
		計	計	計	計
九	州	豊岡	筑賀	佐佐前	肥前
八	北海道	小計	小計	小計	小計
七	茅留	沼留	釧路	狩	石狩
六	常	常	常	常	常
五	合	計	計	計	計
四	部	磐	磐	磐	磐
三	宇	四二六六	四一六四	四〇四四	三九一九
二	佛考	彼杵八崎戸、高島、松島、其他雜坑ヲ含ム	彼杵八崎戸、高島、松島、其他雜坑ヲ含ム	彼杵八崎戸、高島、松島、其他雜坑ヲ含ム	彼杵八崎戸、高島、松島、其他雜坑ヲ含ム
一	備考	一七、六〇〇	一七、六〇〇	一七、六〇〇	一七、六〇〇

種別	石炭		石油		鋼材		内地材		重油		平十均品	
	十一	十二	一月	二月	三月	四月	昭和八年	昭和九年	昭和十年	昭和十一年	昭和八年	昭和九年
一月	一一	一一	一一	一一	一一	一一						
二月	一一	一一	一一	一一	一一	一一						
三月	一一	一一	一一	一一	一一	一一						
四月	一一	一一	一一	一一	一一	一一						
昭和八年	一一	一一	一一	一一	一一	一一						
昭和九年	一一	一一	一一	一一	一一	一一						
昭和十年	一一	一一	一一	一一	一一	一一						
昭和十一年	一一	一一	一一	一一	一一	一一						
備考	一一	一一	一一	一一	一一	一一						

全國重要電力會社貯炭高調表

種別	石炭		石油		鋼材		内地材		重油		平十均品	
	十一	十二	一月	二月	三月	四月	昭和八年	昭和九年	昭和十年	昭和十一年	昭和八年	昭和九年
一月	一一	一一	一一	一一	一一	一一						
二月	一一	一一	一一	一一	一一	一一						
三月	一一	一一	一一	一一	一一	一一						
四月	一一	一一	一一	一一	一一	一一						
昭和八年	一一	一一	一一	一一	一一	一一						
昭和九年	一一	一一	一一	一一	一一	一一						
昭和十年	一一	一一	一一	一一	一一	一一						
昭和十一年	一一	一一	一一	一一	一一	一一						
備考	一一	一一	一一	一一	一一	一一						

市場出廻り絶無に

炭礦へ炭繰り要求

東京石炭協會の腐心

彙

報

希望懾烈で加納會長の動き如何で直ちにこの動議は具體化されるものと見られてゐる。

石炭の割期的増産

時局の進展を示唆

前年對比一一一、三一七七

石炭需要の擡頭と優良炭の市場出廻り絶無と云ふ現象は市場業者の立場からすれば非常に痛憤に堪へることで、殆んど中小多數工場の新規需要を断りつゝあるが、この石炭の有ガス現象に對し東京市場の各石炭協會では、石炭景氣の均衡を要求すべしと、各區寄々協議中で近く石炭協會聯合會を開催、東京市場の態度を決定し次いで大阪及名古屋外各地の小賣業者に呼びかけ炭礦及昭和石炭の覺醒を促すべしとする意見が着々具體化されつつある。即ち多年苦境に喘ぎ各炭の賣捌きに努力したるに拘はらず今日幾分の妙味を見んとする矢先に石炭は供給されず渡されるものも炭礦直納のものよりも高廻りの値では石炭業者としては立行かず、而も力の薄い中小工場がその結果として低度炭を割高で買はざるに至るは商賣上から見ても面白くない現象でこれが全國に共通の事象と見られるので、東京から全國に呼びかけんとする

目覺しき軍需工業を中心とする重工業界の活況は我が石炭界に異常なる需要増加を齎しそれが供給に全能力を擧げて必至の増産を遂行してゐる石炭業界では一部に豫想されてゐる石炭創健の聲すらある際何等の懸念を存せぬ増産が遂行されてゐる。即ち本年四月中における全國重要炭礦の產出高は本月に至り漸くまとまつたが、これによると同月中產出高は三百三十九萬九千二百五十二噸で前年同月に比し三十萬八千八百三十三噸の激増を示し、本年一月より四月までの累計は實に一千三百八十三萬九千八百八十九噸に達し、前年同期間に比する時は百二十萬一千三百十七七噸と云ふ激増を示してゐるが、今日需要状勢よりするとき製鐵工業の

異常なる發達と電力消費の増大による電力用炭の需要激増とを合せて考へるとき昭和石炭最近の需要は前年對比四百萬噸を突破するものと觀測され、各礦主の躍起の増産遂行による今日までの實績より見るとき尙且不足を來すのではないかと云はれ各礦の増産準備の進捗と今後の増産が注目されるに至つた。

昭和石炭古田社長の時局觀

石炭界はどう動く

現在日本のホーブとして果然乗り出した近衛内閣に問題山積の石炭界は大いにその活躍を期待してゐるが昭和石炭社長古田慶三氏は今後近衛内閣を中心に進展せんとする炭界の動向を左の如く觀測してゐる。

吾々石炭業者としても新内閣が現状に即した新政策により炭界發展に寄與せんことを期待してゐる。内閣が變つても今後の重工業、化學工業及び製鐵事業、人造石油の發展は確保されねばならず、それに伴ふ石炭増産計畫に變化を來すわけはあるまい。燃料問題を綜合的に扱ふ燃料局の設置は官制が發布され来るべき特別會議會で帝國燃料興業會社法案、人造石油法案が可決されることも確實である。液體燃料自給問題は政府の重要な國策として決定され軍事上の必要不可缺のものであつて新内閣の方針も當然これを踏襲する筈で吾々も亦その積りで着々準備を進めてゐる。人造石油所要炭の量及び質に關する調査も商工省で早速着手するだらうし

吾々も亦之に協力する筈である。過般商工省諮詢の石炭增産計畫及び炭價調整問題もそのまゝ新内閣に引継がるべきものとして吾々も對策研究中である。

今後五ヶ年間の自然増加分年額三百萬噸は現在各社の擴張で貯ふが人造石油による原料炭は別に未開發炭田、封鎖炭田の開發に俟たねばならぬ。今後の膨大なる石炭需要増加に伴つて鐵夫不足、技術者不足の問題が起るのは必然だが鐵夫不足は支那人、朝鮮人の移入制限廢止によつて補ひ技術者不足は吾々の手だけでは不充分だから政府の整成方針確立を要請する必要が起るだらう。

且又輸送問題についても港灣の修築、鐵道設備充實等で政府に善處を請はねばなるまい。しかしながら石炭の統制は飽くまで現在の自治統制が尊重さるべきで外部からの強力國家統制は斯業を發展に導くものではない。

新内閣は必ず國民生活を擁護する建前から物價騰貴抑止策を取るだらうが炭價値上抑制は不可である。工業品はすべて大量生産によつて安價となるが石炭の場合は事情が異なる。既に採掘容易の箇所は殆んど掘り盡し今後の増産には膨大な經費を投じて新設備を充實する必要があり、最近の勞賃高、坑木その他設備費の増大運賃高等は炭價値上げを不可避ならしめる。之を若し抑制すればとすれば増産不可能となるだらう。

勿論他產業との關係を考慮して適宜調整さるべきは當然であつて販賣統制を掌る昭和石炭で萬金を期する筈である。新内閣の成立に當り特に以上の點に關し吾々の希望を述べて政府當局の善處を請ふ次第である。

採炭費益々嵩み

石炭は全く採算難

石炭界は全くお先眞つ暗で炭價を上げれば差しづかへるのも人造石油工業のみではない各種産業が然りなのである。ところが採炭費が昂騰するのであるから上げずにはおかれず決局大資本の坑主のみ出炭をなして中小坑主は其の犠牲となるだらうことは止むを得ないものと見られるのであるが前記の如く液體燃料國策遂行上之が國家統制は必然であつて今後の動きは吾人の意想外にあるかの如くである。

東邊道に優秀鐵鑄

良質石炭も豊富

—報

(51)

埋藏量一億噸と推定

日曹鑄業本願寺炭礦

昨年十二月以来滿洲國、滿鐵、滿炭など協力調査を行つてゐる東邊道は今日まで數回にわたり極めて有望なる鐵鑄および石炭などの鐵物資源が發見されその結果は大なる期待を持たれてゐたが九日滿洲國調査隊によつて大栗子溝（臨江縣）において含有量五十パーセント以上にもおよぶ赤鐵鑄が、ついで鐵廠子（通化縣）附近において六十パーセントの赤鐵鑄が發見された旨報告があつ

た。大栗子溝における鐵鑄の鑄量は目下の調査においても約二千萬噸以上と推定され鐵廠子のものは調査中であるがこれも莫大なる埋藏量を有するものと見られその他東邊道各地の鐵鑄を含せ今までの發見調査によつても約五、六千萬噸の鐵鑄は確實と判明した。

石炭もさきに鐵廠子で發見された製鐵用としてそのまま使用出来る良炭が約六千萬噸の埋藏量を有することが明かとなつた。滿洲國五ヶ年計畫に於て企圖されてゐた東邊道重工業資源の開發すればも年產三十萬乃至五十萬噸の現地製鐵事業は今までの踏査によつても可能であることが確信された。

滿洲國では引續き同地資源の大規模精査を行ふはずであるが、その結果により東邊道鐵鑄開発はいよいよ具體的決定を見るものと期待されてゐる。

海軍、満鐵聯合

石炭液化協議會

海軍と満鐵のタイアップによつて進められてゐる石炭液化事業は今や試験期を脱し本格的企業化を圖ることとなりこれに伴ふ海軍並びに満鐵の聯合協議會が六月七、八兩日徳山海軍燃料廠において開催、満鐵から撫順炭礦長久保博士以下八名、燃料廠から吉成廠長、野村（研究）別府（製油）兩部長、海軍省から細谷軍需局第二課長が出席の上第一日は午前九時から午後四時まで協議が行はれたが、八日は株主總會出席のため上京の途にある松岡總裁も出席する筈で協議會の結果は注視されてゐる。海軍燃料廠副官室では左の如く語つた。

今回の會議は燃料事業に關する極めて重大且つデリケートな問題につき協議が行はれてゐるので會議の内容は一切嚴秘に附されてもある。

船舶用燃料炭

近く大幅引上断行

船舶用燃料炭の殆んど全部を供給しつゝある昭和石炭では石炭

の需要激増、生産費の増大、一般船舶運賃の引上を理由として本月末より七月に亘る契約更改期に方り喰當り一割乃至二割の船舶用燃料炭の一齊大幅引上を斷行する事に決定、一部船主に對しては既に其の引上方を通告した。

炭價は從來同社が基準を爲してゐる關係上當然他社も之に隨伴するものと豫想せられ船主間に衝撃を與へて居るが神戸船主會では運賃界に影響するところ大なりとして近く之れが對策を樹立する事となつた。

飯塚の石炭を

將來は苅田港から

京都郡町村長會は郡產業發展の基礎確立のため同郡苅田築港がいよいよ實現の目鼻がついたので六月十四日町村長會を開き飯塚線の鐵道敷設陳情について協議を行つた結果近く門鐵局に赴き陳情運動を行ふことになつたがこれは北九州の洞海灣が既に飽和状態にあるため將來飯塚地方の石炭を苅田港に向けて積出す計畫でこの飯塚線敷設こそ一朝有事の場合には軍事上にまた平時に於ては輜輶せる筑豊炭積出の緩和の點から見ても頗る有意義とするもので同會は牠まで初志の貫徹に向つて猛運動を起すことになつた。

日米物價低落

英佛は微騰

日銀調査の五月分の内外鉄物價指數（パリのみは四月分）によればロンドンとパリのみが前月に比しそれ／＼○・三八%，○・一八%の微騰に過ぎず東京とニューヨークとは各二・八四%，一・五%の低落となつてゐる。東京が低落したのは海外安及び政情不安の反映でありニューヨークは米政府の景氣抑制政策、C.I.O.の活躍が影響したものである。

（大正三年七月）一〇〇単位%、△印減）

	五月	前月比	前年同月比
東京	一九一・五	△二・八四%	二五・一%
倫敦	一二九・九	○・三八%	二三・二%
紅磚	一三〇・二	△一・五%	一六・四%
巴里	五三七	○・一八%	四二・八%

（四月分）（三月分）（前年四月比）

東京市場の中小石炭商も一ころに比すれば幾分立直つてゐる。しかしこれは立直つてゐるに過ぎずして過去の痛手償ひしかも餘裕が生じたと云ふ意味ではない。もう一儲けして見たいと云ふのが偽らざる心境であらう。この矢先軍需註文の分散主義の下に簇出せる中小工場の需要の擡頭が起つて來た。市場業者の待望する事態に市場が良化したのである。

にも拘らず、需要筋の要望する石炭は容易に手に入らぬ。當代の花形炭たる撫順の如きはターキー勝太郎に等しく市場業者の面接すら許されぬ。多年これ等の石炭を苦心して貿易路を廣むるに努力したものが、此處で一かけの撫順を得られぬとなつたら、憤慨の極點に達するは當然である。敢て撫順に止まらず高カロリー洋物の入手が困難で、利益と得意をみす／＼見捨てねばならぬと云ふ悲惨な局面に躊躇してゐる。

いぶるが如く、くすぐるが如く、石炭好況の下層から有ガスレ焜吐の聲が上つて來た。東京市場の各石炭協會のメンバーの中には相互に局面打開の囁きが交されて來た。更に石炭協會聯合會が一團となつてこの問題に狼火を揚げんとする聲も聞く更に大阪、

名古屋、京都の各地市場業者に呼びかけ大同團結してこの石炭界の矛盾を是正せんとする動きすらある。

X

過去屢々繰返された事實から見てこの種の運動が何處まで効果あるか判らぬ。更にその動機において多分の思惑もなしといふ。しかし、市場業者が現在共通してこの心に支配されてゐることは見逃してはならない。炭礦側にすればコンスタントな需要のある得意は萬難を排しても炭繰りすべきであらう。しかし商賣にも、何にもせよゆとりといふものがほしい。こゝに、その數量の多寡は別としてもう少し市場業者をも儲けさせる目的の下に何等かの工作をなすべきでなからうか。

日鐵、瓦斯、鐵道、バンカーに、炭繰も必要であらう。しかし中小工場を代表する市場業者への炭繰も同一の意味において必要だ。今日の事實をたとへて云ふならば大きな兄一人が最中の餉を全部なめて、多數の小さい弟には側ばかりに與へるに等しい。側のみを與へるもよい。それでは味も素氣もないから多少の餉もつけてやるべきではなからうか。餉とは高カロリー冴物だ。炭礦の再思三考を祈つてやまぬ。

滿洲國炭業統制委員會

今月中に開催

五月に開業を豫定されてゐた炭業統制委員は、年度開始に先立ち四月以來關東軍實業部、日滿商事、及各關係者間に開催促進方につき打合せ中であつたが難問題が種々附隨的に發生すると共に、單に石炭増産計畫のみを以て各種統制案を樹つることが出来ず今日に至つたものであるが、石炭需要期を控へ炭業統制の内容決定を早急に解決する必要に迫られてきてるので實業部では今月中に委員會を開催せんものと準備を急いでゐる、猶委員會延期の理由は次の如くである。

一、石炭增産計畫と電力供給鐵道輸送及消費市場との關係の摩擦案との調整難

石炭鑛業権設定(四月一日ヨリ) (六月四日マテ)

福岡鑛山監督局管内

登録番號	鑛區所在地位	面積	鑛業権者住所氏名	月日
試掘願許可				登録
佐賀三〇三	杵島郡須古村錦江村龍王村	九五、〇〇坪	福岡縣嘉穂郡大隈町 久恒 得郎 外一人	四、一、一
同上	同郡北有明村並ニ海面	五三、〇〇	同上	
長崎毛元三〇三	北松浦郡星鹿村鷹村並海面	九六、五〇	佐世保市比良町 草場 浅市	
同上	同郡大和村瀬高町三橋村	九二、〇〇	東京市日本橋區室町二丁目 三井鑛山株式會社 外一人	
福岡三〇三	同郡瀬高町三橋村	九九、四〇	同上	
同上	同郡東川登村	九三、九六	福岡市船津町 福井 敏郎 外一人	
佐賀三〇三	杵島郡武内村	九四、三〇	大阪市東區北濱五丁目 住友炭礦株式會社	
同上	同村武雄町	九三、四〇	同上	
同上	直方市	九五、五〇	福岡縣田川郡川崎村 大江 善次	
同上	柏原郡山田村立花村	七五、五〇	東京市麹町區九ノ内二丁目宇部鑛業株式會社	
同上	上益城郡木倉村瀧尾村御船町	八四、〇〇	飯塚市立岩 株式會社 麻生 商店	
同上	北松浦郡鷹島村地先海面今福町地先海面	一六三、〇〇	同上	
同上	宇都郡小野田町地先海面	二三、五〇	福岡縣柏原郡箱崎町 高田 五郎 外一人	
同上	厚狭郡小野田町地先海面	九八、五〇	神戶市湊東區中町通一丁目梶川孝太郎外一名	
同上	北松浦郡鷹島村地先海面今福町地先海面	八三、〇〇	佐世保比良町 草場 淩市	
同上	宇都郡冲宇部 東見初炭礦株式會社	九三、四〇	宇都郡冲宇部 東見初炭礦株式會社	
同上	同上	四一、〇〇	同上	

— 定 設 權 業 鐵 —

竹島郡若木村武内村	西松浦郡波多津村
北松浦郡上志佐村	吉井村
北高來郡諫早町真津山村小栗村並ニ海面	星鹿村地先海面
西彼杵郡多以良村瀬戸町並ニ海面	豐浦郡豊田前村 美齋郡大嶺村
北松浦郡福島村並ニ海面	遠賀郡香月町
北高來郡諫早町真津山村小栗村並ニ海面	嘉穂郡頤田村
佐賀郡東松浦郡入野村並ニ海面	北松浦郡豐島村並ニ海面
西彼杵郡長與村時津村並ニ海面	北高來郡諫早町真津山村小栗村並ニ海面
兒湯郡東米良村上穗北村	北高來郡諫早町真津山村小栗村並ニ海面
小城郡小城町三日月村	北高來郡諫早町真津山村小栗村並ニ海面
天草郡中村並ニ海面	北高來郡諫早町真津山村小栗村並ニ海面
同郡佐々村	北高來郡諫早町真津山村小栗村並ニ海面
北松浦郡南田平村並ニ海面	北高來郡諫早町真津山村小栗村並ニ海面

九九九、九九〇 二〇六、三〇〇	佐世保市比良町 佐賀縣東松浦郡有浦村	大阪府泉州北郡瀬寺町 長崎縣壹岐郡箱崎村	大森 純一 倉光 千秋
七八七、九〇〇 九二二、二〇〇	宇部市小串 福岡縣柏原郡須恵村	宇部市小串 同嘉穂郡碓井村	庄 晋太郎 安河内藤太
三三三、四〇〇 八〇一、〇〦〇	八幡市大藏 宇部市中字部	長崎縣北松浦郡小佐々村 鹿兒島縣薩摩郡求名村	田籠鐵業株式會社 山中 宗春
九八四、五〇〇 五一、四〇〇	福岡市春吉 佐世保市園田町	出石孫太夫 小森 半次	福本 梅助 藤原 虎一
九三三、五〇〇 九五五、三〇〇	西宮市森具 東京市麹町區丸ノ内二丁目三菱鐵業株式會社	外一人 外一人	安部 第二

— 定 設 權 業 鑄 —

九三、八〇〇	充三、八〇〇	充三、八〇〇	宇都市沖字部	石川 實藏 外二名
九〇、〇〇〇	唐津市唐人町	同 上	石田 節一 外一人	大八、二〇〇
九〇、〇〇〇	宇部市上宇部	金野 庄吉	美〇、〇〇〇	七〇、〇〇〇
九〇、〇〇〇	岡山市大値	宇治 大三	九〇、〇〇〇	九三、八〇〇
九〇、〇〇〇	佐世保市保立町	篠崎 緑吉	九〇、〇〇〇	九三、八〇〇
九〇、〇〇〇	東京市京橋區室町一丁目	櫛太炭業株式會社	九〇、〇〇〇	九〇、〇〇〇
九〇、〇〇〇	大阪市西區南堀江下通四丁目	岡崎共同株式會社	九〇、〇〇〇	九〇、〇〇〇
九〇、〇〇〇	佐賀縣藤津郡久間村	梶原 榮	九〇、〇〇〇	九〇、〇〇〇
九〇、〇〇〇	福岡縣遠賀郡中間町	伊藤 金次	九〇、〇〇〇	九〇、〇〇〇
九〇、〇〇〇	長崎縣北松浦郡皆瀬村	井村千太郎	九〇、〇〇〇	九〇、〇〇〇
九〇、〇〇〇	中村 稔一 外一人	外一人	九〇、〇〇〇	九〇、〇〇〇
九〇、〇〇〇	沖繩縣八重山郡竹富村 三上 修	外一人	九〇、〇〇〇	九〇、〇〇〇
九〇、〇〇〇	大阪市東區南久寶寺町四丁目	外一人	九〇、〇〇〇	九〇、〇〇〇
九〇、〇〇〇	吉原 梅吉 外一人	外一人	九〇、〇〇〇	九〇、〇〇〇
九〇、〇〇〇	佐世保市石坂町	外一人	九〇、〇〇〇	九〇、〇〇〇
九〇、〇〇〇	宮崎市上野町二丁目	外一人	九〇、〇〇〇	九〇、〇〇〇

— 定 設 權 業 鑄 —

(59) — 定 設 機 業 鐵 —

(59)

七、九〇〇	宇部市冲宇部	山田 新松	外一人
六、九〇〇	同 市 小串	庄 忠人	
五、九〇〇	同 市 小串	武重 賢佑	外二人
四、九〇〇	福岡市船津町	福井 敏郎	外一人
三、九〇〇	佐賀市水ヶ江町	吉富 連	
二、九〇〇	佐世保市比良町	草地 淩市	
一、九〇〇	久留米市繩手町	松村吉太郎	
九、九〇〇	福岡縣柏屋郡篠栗町	田隈年之助	
八、九〇〇	東京市赤坂區新坂町	花田 卵造	
七、九〇〇	東京市赤坂區新坂町	渡邊 義雄	
六、九〇〇	同 上	花田 卵造	外一人
五、九〇〇	同市杉並區荻窓三丁目	中尾謹次郎	
四、九〇〇	同 上		
三、九〇〇	福岡縣遠賀郡中間町	寶珠山礦業株式會社	
二、九〇〇	福岡縣鞍手郡植木町	小田 順治	
一、九〇〇	佐賀縣杵島郡橋村	尾崎 清	

佐賀	三〇四九	同上
三〇九〇	同上	藤津郡多良村地先海面
三〇九一	同上	七浦村地先海面
三〇九二	同上	豊浦郡西市町
三〇九三	同上	豊田前村
三〇九四	同上	三池郡高田村
三〇九五	同上	銀水村
三〇九六	糸島郡可也村	前原町
三〇九七	浮羽郡山春村	姬治村
三〇九八	同郡御幸村	御幸村
三〇九九	山春村	大石村
三一〇〇	朝倉郡杷木村	
三一〇一	厚狭郡船木町	萬倉村
三一〇二	宇部市並ニ海面	
三一〇三	厚狭郡小野田町地先海面	
三一〇四	柏屋郡和白村並ニ海面	
三一〇五	山門郡兩開村地先海面	大利村地先海面
三一〇六	厚狭郡小野田町地先海面	
三一〇七	北高來郡諏早町	眞津山村
三一〇八	小城郡三日月村	牛津町
三一〇九	小城町	

九〇三、五〇〇	九七二、三〇〇	九五三、一〇〇	九六三、〇〇〇	九三〇、〇〇〇	九二〇、〇〇〇	九一〇、〇〇〇	九〇〇、〇〇〇	九〇〇、〇〇〇	九〇〇、〇〇〇
下關市貴船町	岩尾 三郎 外三人	福岡縣八女郡羽犬塚町 植原 乙藏	飯塚市立岩 株式會社 麻生 商店	福岡縣嘉穂郡大隈町 杉本宗十郎 外一人					
同 上	同 上	同 上	同 上	同 上					
大八〇	同 上	大三、〇〇〇	字部市東區松山通二丁目 江本勝太郎 外三人	三五三、〇〇〇	字部市小串	九四、〇〇〇	宇部市沖字部	九〇〇、〇〇〇	宇部市沖田町
福岡縣田川郡添田町	藏内 正次	六二、七〇〇	福岡市沖字部	石川 實藏 外一人	小倉市室町	九七一、六〇〇	福岡縣田川郡添田町	九三、九〇〇	福岡市春吉
小倉市鍛冶町	藏内次郎兵衛	九二、六〇〇	小森 半次 外一人	小林徳一郎	九〇〇、四〇〇	九〇〇、四〇〇	九〇〇、四〇〇	九〇〇、四〇〇	長崎縣北松浦郡佐々村 川内野謙藏

熊本元八〇	菊池郡水源村 大分縣日田郡上津江村	田村 新	外二人
長崎毛九九	北松浦郡調川村地先海面志佐町地先海面	佐世保市保立町	吉原 梅吉 外一人
同毛九九	北高來郡森山村南高來郡山田村並ニ海面	東京市赤坂區新坂町	花田 卯造 外一人
毛空毛六〇	北松浦郡鹿町村並ニ海面佐々木村地先海面	大津市松本梅村	林 元之助
毛空毛六一	同郡鹿町村地先海面紺差村地先海面	同上	
毛空毛六二	北高來郡小栗村江浦村	長崎縣北松浦郡楠木村	吉原 修 外一人
毛空毛六三	字部市地先海面	宇部市中宇部	宅野 潔
毛空毛六四	柏屋郡多々良村	福岡縣柏屋郡宇美町	中島 德松
毛空毛六五	厚狹郡小野田町地先海面	東京市麹町區丸ノ内二丁目宇部鑛業株式會社	六、一
毛空毛六六	天草郡富岡町地先海面	大阪市東區北濱二丁目 駒 豊治郎	六、二
毛空毛六七	同村箱崎町並ニ海面	同上	五、三
毛空毛六八	南那珂郡木城村 北方村	大阪市西成區松原通二丁目津島重太郎外四人	五、三
宮崎毛六九	天草郡宮地岱村 一町田村	福岡縣柏屋郡勢門村 藤井 孝 外一人	四、三〇
福岡毛七〇	柏屋郡多々良村 香椎村並ニ海面	福岡縣柏屋郡宇美町 中島 德松	五、六
熊本毛七一	試掘鑛區增減區願許可	五、三	五、二九
大分三二九	鑛區稅不納二付鑛業法第四十一條二依リ試掘權取消	六、二	
日田郡五馬村	九〇五、三〇	福岡縣柏屋郡伊田町 加藤穢太郎 外一人	六、四

統計

目 次

- | | |
|-----------------------|------|
| 1 互助會所屬坑別送炭實績表 | (61) |
| 2 互助會所屬炭坑炭種別送炭數量內譯表 | (64) |
| 3 筑豐鑛業會所屬坑別出炭高實績表 | (67) |
| 4 聯合會所屬會別送炭實績表 | (69) |
| 5 昭和十二年各月末貯炭高調 | (70) |
| 6 若松港貯炭表 | (71) |
| 7 若松港石炭集散高 | (72) |
| 8 大阪港貯炭 | (72) |
| 9 若松戶畠其他地區內各驛着炭高 | (72) |
| 10 若松戶畠炭積機別荷卸數量 | (73) |
| 11 若松地方別積出炭 | (73) |
| 12 若松船種別積出炭 | (74) |
| 13 若松着炭五箇年對照 | (74) |
| 14 若松積出炭五箇年對照 | (74) |
| 15 互助會所屬郡別坑夫調 | (75) |
| 16 互助會所屬郡別坑夫移動數調 | (76) |
| 17 互助會所屬郡別就業步合調 | (76) |
| 18 互助會所屬坑夫一日當り平均郡別貢金表 | (77) |
| 19 互助會炭種別着駆別送炭數量內譯表 | (78) |
| 20 全國電力筋石炭消費高調 | (79) |
| 21 互助會炭地方別山元貯炭調 | (79) |
| 22 一月分石炭山原因別災害死傷者數 | (80) |

互助會所屬坑別送炭實績表

昭和十二年四月以降

(單位噸)

坑主及坑名		四月	五月	六月	七月	八月	九月	上期累計	前年同月
日本化學	高松一礦	39,187							35,819
"	高松二礦	18,659							14,424
"	尾田	1,752							23,172
"	高山	23,870							9,868
野新	長入	4,720							1,314
野新	山禮	1,863							3,418
東新	紫倉	3,720							7,649
東新	元道	2,714							6,073
東新	谷隈	3,514							8,331
東新	三天	12,993							4,252
東新	高大	7,500							5,312
東新	鞍野	3,965							595
東新	漆面	1,135							12,250
東新	手生	18,009							9,832
東新	鼻大	7,498							14,197
東新	和猪	14,143							3,631
久中	昭和	3,020							13,738
		14,178							

田	日岡太木久三府吉佐永藏小總前對	籠業同田原恒崎内田伯岡野本崎	大	上	山	原	添	定嘉野岡野崎浦田紫田満興床計 計	3,870 5,075 1,392 4,233 926 3,743 — 672 912 903 — — 30	69,381 392,424	344,474 47,950	3,687 — — — — — — 688 2,494 — — — — — — — 37,611 344,474 — —	
年	比	同	月	實	增	減							

互助會所屬炭坑炭種別送炭數量內譯表

昭和十二年四月分

(單位噸)

坑主及坑名	塊炭	中塊炭	紛炭	粗炭			切込炭	微粉炭	小計	無煙炭	燐石	合計	
				塊炭	中塊炭	粉炭							
日本化學	高松一礦	7,738	6,984	18,680	—	2,257	3,009	—	519	39,187	—	—	39,187
"	高松二礦	2,453	4,452	9,682	2	217	1,727	—	126	18,659	—	—	18,659
"	高尾田	1,300	—	452	—	—	—	—	—	1,752	—	—	1,752
"	高山田	992	1,584	13,525	—	—	2,485	4,763	521	23,870	—	—	23,870
新東邦	筑紫	—	—	—	—	—	—	3,720	—	3,720	—	—	3,720

野	上	麻	倉	道	禮	野	谷	隈	面	手	野	田	2,714
新	東	邦	元	元	長	入	高	大	野	鞍	池	神	漆
"	"	"	三	天	東	入	大	野	鞍	池	神	漆	2,714
"	"	"	天	長	東	入	高	野	鞍	池	神	漆	3,514
金	丸	邦	元	道	禮	野	谷	隈	面	手	野	田	12,993
"	"	"	元	道	野	谷	隈	面	手	野	野	田	4,720
"	"	"	三	天	長	入	高	大	野	鞍	池	神	1,863
"	"	"	天	長	入	高	大	野	鞍	池	神	漆	7,500
新	東	邦	邦	元	道	禮	野	谷	隈	面	手	野	2,714
"	"	"	東	元	道	禮	野	谷	隈	面	手	野	3,965
"	"	"	東	元	道	禮	野	谷	隈	面	手	野	1,135
新	東	邦	邦	元	道	禮	野	谷	隈	面	手	野	18,009
"	"	"	東	元	道	禮	野	谷	隈	面	手	野	18,512
"	"	"	東	元	道	禮	野	谷	隈	面	手	野	10,439
久	恒	之	三	天	長	入	高	大	野	鞍	池	神	7,498
"	"	"	天	長	入	高	大	野	鞍	池	神	漆	14,143
"	"	"	天	長	入	高	大	野	鞍	池	神	漆	3,020
中	鳥	ノ	麻	元	道	禮	野	谷	隈	面	手	野	3,359
"	"	"	麻	元	道	禮	野	谷	隈	面	手	野	1,917
"	"	"	麻	元	道	禮	野	谷	隈	面	手	野	14,178
九	州	曹	江	元	道	禮	野	谷	隈	面	手	野	14,178
小	達	川	昭	元	道	禮	野	谷	隈	面	手	野	15,700
"	"	"	達	川	昭	西	新	新	手	江	井	尾	10,964
藤	井	目	高	元	道	禮	野	谷	隈	面	手	野	3,834
大	井	谷	大	元	道	禮	野	谷	隈	面	手	野	3,554
秋	山	椎	山	元	道	禮	野	谷	隈	面	手	野	9,844
				元	道	禮	野	谷	隈	面	手	野	16,634
				元	道	禮	野	谷	隈	面	手	野	2,931
				元	道	禮	野	谷	隈	面	手	野	2,931

		相深三昭上新釜高岩眞豐木糸第神新山新海木末庄上口高成新幸加													
深田	坂籠	275	—	6,672	—	—	—	521	240	7,708	—	—	—	7,708	—
"	日本炭業	1,575	1,912	4,354	—	—	—	352	1,677	460	10,330	—	—	10,330	—
"	日	158	238	1,633	—	—	—	496	—	2,525	57	1,288	3,887	—	3,887
"	山	130	283	3,976	—	—	—	656	—	5,045	—	30	5,075	—	5,075
"	木岡	—	—	3,038	—	—	—	4,440	30	7,508	—	240	7,748	—	7,748
"	崎共	75	310	948	—	—	—	59	—	1,392	—	—	—	1,392	—
"	木岡	45	—	30	—	—	—	—	—	75	258	191	524	—	524
"	上	46	—	152	—	—	—	—	—	198	—	—	—	198	—
"	木岡	2,489	—	3,076	351	—	—	—	—	—	—	5,916	—	5,916	—
"	太	—	1,297	2,936	—	—	—	77	5,487	—	—	4,233	—	4,233	—
"	菅	120	—	2,978	—	—	—	—	704	—	3,802	15	820	4,637	—
"	稻	976	—	5,063	—	514	—	946	—	7,499	—	184	7,683	—	7,683
"	海	75	142	709	—	—	—	—	—	926	—	—	—	926	—
"	木	—	248	2,605	—	18	—	287	361	—	15	8,534	—	8,534	—
"	老	155	—	292	108	—	—	—	466	—	12	1,033	—	1,033	—
"	原	15	—	599	—	313	—	381	2,234	—	—	3,542	—	3,817	—
"	原	69	604	1,278	—	—	—	—	1,273	—	—	3,224	—	3,224	—
"	川	514	—	1,344	—	—	—	998	262	—	—	3,118	—	3,743	—
"	添	921	966	1,819	—	—	—	—	399	—	—	4,105	—	4,105	—
"	平	—	—	3,407	—	—	—	—	235	—	—	3,642	—	3,642	—
"	茂	356	—	582	—	—	—	—	90	—	—	672	—	672	—
"	目	778	267	1,487	—	—	—	120	983	—	98	1,893	1,867	3,760	—
"	同	—	—	240	—	—	—	—	300	—	—	2,832	—	2,832	—
"	豊	60	—	1,203	—	—	—	—	43	—	—	283	—	283	—
"	共	45	696	1,454	—	—	—	—	—	—	—	1,263	—	1,263	—
"	筑	—	202	1,553	—	—	—	—	—	—	—	2,195	—	2,195	—
"	山寶	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,755	—	1,755	—

		木中屋新瀬西紫生田庄中館登山本藤矢浦與床計													
安有府八吉田森古長植辻江矢佐永藏舍	武田内飼田中中館尾木本藤永伯岡野	171	—	—	—	672	155	111	177	—	—	—	—	1,375	—
"	新鎮筑埴吉田森古位白辻江松寶佐平	90	72	478	—	—	—	—	148	—	—	797	—	797	—
"	木	672	—	750	—	—	—	—	—	—	—	912	—	912	—
"	中	150	33	783	203	—	—	—	—	—	—	1,658	—	1,658	—
"	屋	213	125	590	130	—	—	30	428	—	—	903	—	903	—
"	新	—	—	596	75	—	—	—	—	—	—	1,467	—	1,467	—
"	瀬	—	—	277	—	—	—	—	—	—	—	277	—	277	—
"	西	—	59	510	44	—	47	25	—	—	—	569	—	569	—
"	紫	—	285	829	—	—	—	—	45	—	—	1,230	—	1,230	—
"	生	—	—	199	—	—	—	—	—	—	—	244	—	244	—
"	田	—	74	40	549	—	—	7	—	—	—	663	—	663	—
"	庄	—	—	—	135	—	—	—	—	—	—	142	—	142	—
"	中	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	30	—	30	—
"	館	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
"	登	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
"	山	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
"	本	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
"	藤	40,659	37,365	222,575	8,651	6,113	15,565	49,531	6,115	386,574	2,197	3,653	392,424	—	—

筑豊礦業會所屬坑別出炭高實績表

昭和十二年四月以降

(單位噸、△印△減)

經營別	鑛名	四月	五月	六月	七月	八月	九月	上期累計	對同期
三井	三井田川野田塚入城	125,693							16,096
"	三井	66,119							7,276
三菱	59,503								580
"	54,360								6,560
"	38,032								5,365
"	44,010								8,348

聯合會所屬會別送炭實績表

昭和十一年十月以降

(單位碼)

會組其他	上期 (四月一九月)	十月	十一月	十二月	一月	二月	三月	四月	五月	下期累計	+一年度合計
九	筑豐鑄業會	913,748	896,889	974,937	888,790	922,859	1,060,760			5,657,983	10,669,931
	肥筑鑄業會	184,746	174,322	208,695	138,998	184,542	220,931			1,157,300	2,083,876
	岩屋炭礦	8,670	9,904	10,738	9,259	10,782	12,217			61,567	116,458
	三池鑄業所	155,880	162,803	150,859	152,902	132,335	164,960			919,741	1,781,442
	松島炭礦	380	1,289	4,029	207	3,979	5,282			15,166	24,702
	崎戶礦業所	82,301	53,112	99,989	67,300	68,326	82,836			453,564	866,783
	高島礦業所	34,817	41,409	44,407	36,339	34,218	38,306			227,296	436,122
州	小計	1,380,542	1,339,728	1,493,354	1,338,594	1,357,041	1,585,292			8,492,617	15,979,314
	北海道鑄業會	641,514	694,160	716,136	653,045	632,310	826,466			4,163,631	7,876,502
	常磐鑄業會	150,408	144,179	179,893	146,901	157,342	157,631			956,354	1,800,535
	宇部鑄業組合	206,535	181,908	204,039	190,091	181,329	215,515			1,179,417	2,305,918
	合計	2,378,999	297,975	2,593,422	2,328,631	2,328,022	2,784,904			14,794,019	27,962,269
	別	福島生	4,846	6,882	5,567	6,295	6,184	8,943		38,717	64,937
	福 彌 第 二 磐 城 小	23,062	27,509	30,916	28,422	22,410	31,087			163,406	306,547
總	計	3,938	5,510	7,476	7,275	7,468	8,185			39,852	56,027
	計	31,846	39,901	43,959	41,992	36,062	48,215			241,975	427,511
	計	2,410,845	29,19,876	2,637,381	2,370,923	2,364,034	2,833,119			15,035,994	28,389,780
	對前年增減	56,945	95,210	261,068	263,100	82,066	270,546			1,029,001	2,035,967
	新加入本宮	2,608	2,538	1,877	退會	—	—			6,993	6,993
	江里東	5,779	6,658	6,108	6,653	4,841	6,225			36,264	68,707
	浦	655	1,741	3,574	2,071	2,755	2,833			13,629	13,629
		1,939	3,848	5,122	4,983	4,606	6,079			26,577	26,577

	十一 年 十二 月末	一月末	二月末	三月末	四月末	五月末	六月末	七月末	八月末	九月末	十月末	十一月末	十二月末
九 港	若松	65,208	62,934	80,471	106,779	169,757							
	門司	5,454	5,796	6,256	6,789	7,334							
	小倉	3,280	4,168	4,069	10,098	6,560							
	博多	8,775	13,558	17,558	29,170	32,218							
	唐津	7,161	9,308	14,971	21,454	23,285							
	白浦	3,766	5,634	6,912	12,462	11,016							
	相浦	6,801	7,357	5,811	6,371	8,603							
	長崎	11,121	15,108	12,294	14,088	11,895							
	宇島	498	1,068	309	1,000	738							
	小計	112,064	124,931	148,651	208,211	271,406							
州 北 海 頭	小樽	97,264	109,222	94,905	105,925	106,129							
	室蘭	73,358	61,523	75,589	121,143	93,293							
	函館	9,264	10,648	7,645	11,271	16,151							
	留萌	29,265	20,851	27,428	28,752	33,500							
	釧路	20,322	24,870	27,605	45,848	45,634							
	岩内	13,873	9,089	7,281	6,532	5,805							
	小計	243,346	236,209	240,453	319,471	300,512							
	合計	355,410	316,140	389,104	527,682	571,918							

市	京濱	126,669	137,259	118,839	122,788	126,963							
	名古屋	105,639	102,530	95,456	87,544	97,683							
	大阪	96,845	85,887	74,495	69,006	92,555							
	神戸	13,703	11,637	10,118	12,060	13,865							
	合計	342,857	337,313	298,908	291,398	331,066							
總	計	698,267	698,453	688,012	819,080	902,984							
前年	總計	772,053	623,977	553,938	524,035	554,227	553,855	591,536	693,731	691,092	748,480	872,150	872,920
對前年	增減	△ 23,786	74,476	134,074	295,045	348,757							

若松港貯炭表 昭和12年6月10日現在 (単位t)											
區別	築港	藤木桂橋	藤木	二島	新川	中島	合計	比較			
								前回	増減	前年同月同日増減	
塊	炭	1,604	6,354	12,216	19,252	2,698	334	42,458	1,366	29,997	
中	塊	136	15,140	16,839	20,667	3,464	6,608	62,854	6,154	53,177	
切	炭	—	935	2,229	1,443	3,615	13	8,235	△ 434	2,562	
粉	炭	—	80,212	7,778	12,424	16,055	3,064	119,533	11,711	82,065	
無	煙	—	—	—	3,956	224	—	4,180	58	3,724	
爆	石	—	921	—	20	15	—	956	62	371	
合	計	1,740	103,562	39,062	57,762	26,971	10,019	238,216	18,917	171,896	
比	前回	1,745	95,968	34,885	53,285	23,535	9,881	219,299	△印ハ減ヲ示ス		
比	増減	△ 5	7,594	4,177	4,477	2,536	138	18,917			
前年	同月	1,002	28,925	6,770	6,252	22,597	774	66,320			
較	増減	738	74,637	32,292	51,510	3,474	9,245	171,896			

若松港石炭集散高 六月十日現在				大阪港貯炭				
區別	6月上旬	前旬ニ比シ	前年同月同旬ニ比シ	區別	6月10日現在	5月31日ニ比シ	前年同月同日ニ比シ	
陸運着炭 積出炭	若松驛 戸畠驛(牧山) 計	221,049 116,286 337,335	△ 7,739 △ 14,061 △ 21,800	38,279 5,277 43,556	塊炭 切炭 粉炭 計	42,726 2,875 88,420 134,021	304 △ 192 △ 220 △ 108	16,850 △ 1,039 2,975 18,786
内移門司送地 國出國輸 内國船焚料 外國船焚料	その他各 船 料	22,161 237,451 — 12,942 2,412 計	△ 10,826 △ 74,491 △ 3,386 2,250 503 64,568	5,188 23,311 △ 1,406 1,022 1,022 28,385	海上貯炭 合計	55,159 186,180	△ 7,506 △ 7,614	8,087 10,699

備考 △印ハ減ヲ示ス

備考 △印ハ減ヲ示ス

若松戸畠其他地區内各驛着炭高				(単位t)				
月別	陸運			水運			合計	
	若松驛	戸畠驛	其他地區内各驛	計	内國移入	外國輸入		
四五六七八九上期累計	639,698 658,597	376,304 361,222	231,829 265,329	1,247,831 1,285,148	60,678 63,296	62,900 89,030	123,578 152,326	1,371,409 1,437,474
	1,298,295	737,526	497,158	2,532,979	123,974	151,930	275,904	2,808,883

若松戸畠炭積機別荷卸數量										(単位t)	
區別	牧山炭積機		新川炭積機		藤木棧橋積				藤木炭積機	合計	
	汽船積	帆船積	汽船積	帆船積	東部	中部甲	中部乙	西部			
四月	265,808	1,350	23,174	40,800	159,942	165,389	163,060	75,953	19,226	914,702	
五月	273,092	6,635	37,982	30,856	157,850	159,594	166,018	87,008	24,223	943,258	
六月											
七月											
八月											
九月											
上期累計	538,900	7,985	61,156	71,556	317,792	324,983	329,078	162,961	43,449	1,857,960	

若松地方別積出炭										(単位t)	
區別	京演	伊勢灣	阪神	瀬戸内海	門司	山陰北陸	朝鮮	其他	外國輸出	合計	
	月次										
四月	61,544	101,575	361,504	204,455	51,160	25,331	32,566	34,015	2,421	874,571	
五月	65,675	118,775	343,825	197,283	45,023	40,312	27,852	33,087	3,962	875,794	
六月											
七月											
八月											
九月											
上期累計	127,219	220,350	705,329	401,738	96,183	65,543	60,418	67,102	6,383	1,750,365	

若松船種別積出炭										(單位噸)	
區別 月次	帆船		被曳船		機帆船		汽船				合計
	內國	內國	內國	內國	內國	外國	焚料	內國	外國		
四月	209,508	146,181	200,706	315,755	2,421	40,641	3,223	918,435			
五月	194,916	141,811	193,393	341,712	3,962	46,227	5,878	927,899			
六月											
七月											
八月											
九月											
十月											
上期累計	404,424	287,992	394,999	657,467	6,383	86,868	9,101	1,846,334			

若松着炭五箇年對照						若松積出炭五箇年對照					(單位噸)	
年別 月次	昭和12年	昭和11年	昭和10年	昭和9年	昭和8年	年別 月次	昭和12年	昭和11年	昭和10年	昭和9年	昭和8年	(單位噸)
四月	1,371,409	1,269,019	1,122,109	1,117,937	850,963	四月	918,435	870,371	746,828	754,139	645,321	
五月	1,437,474	1,344,240	1,183,982	1,111,655	932,649	五月	927,899	900,968	806,032	735,846	690,933	
六月						六月						
七月						七月						
八月						八月						
九月						九月						
十月						十月						
上期累計	2,808,883	2,613,259	2,306,091	2,229,592	1,783,612	上期累計	1,846,334	1,771,339	1,552,860	1,489,985	1,336,254	

互助會所屬郡別坑夫調										昭和十二年四月分	
種別	遠賀	鞍手	嘉穂	田川	柏屋	長崎	佐賀	合計			
坑											
採炭夫	4,630	3,504	3,862	1,407	1,790	1,559	235	16,987			
男											
女	653	616	334	82	23	171	36	1,915			
支柱夫	697	1,109	2,407	506	922	950	43	6,634			
男											
女	146	99	161	16	23	110	12	567			
運機	185	109	198	57	73	140	16	778			
撒械	179	92	149	70	50	80	7	627			
工作	247	80	150	69	114	45	5	710			
內雜	171	150	80	116	173	66	7	763			
計	6,086	5,038	6,855	2,224	3,121	2,835	313	26,472			
男											
女	822	721	486	99	47	286	48	2,509			
坑											
選炭夫	664	521	867	329	345	134	59	2,919			
運機	485	446	612	146	217	168	29	2,103			
撒械	422	227	511	120	296	123	42	1,741			
工作	233	136	269	87	120	111	11	967			
外雜	513	213	326	151	103	94	10	1,410			
計	1,710	975	1,869	512	793	463	112	64,34			
男											
女	607	568	716	321	288	167	39	2,706			
合計	9,225	7,302	9,926	3,156	4,249	3,751	512	38,121			

互助會所屬郡別坑夫移動調

昭和十二年四月分

種別	遠賀	鞍手	嘉穂	田川	柏屋	長崎	佐賀	合計	
雇入	採炭夫	633	586	690	254	453	523	39	3,178
	支柱夫	90	93	315	30	76	173	—	777
	其他	254	138	284	62	109	164	13	1,024
	計	977	817	1,289	346	638	860	59	4,979
解雇	採炭夫	710	576	741	323	451	543	43	3,387
	支柱夫	66	100	289	44	117	160	—	776
	其他	171	102	234	79	118	167	4	875
	計	947	778	1,264	446	686	870	47	5,938

互助會所屬郡別就業歩合表

昭和十二年四月分

種別	遠賀	鞍手	嘉穂	田川	柏屋	長崎	佐賀	合計
採炭支柱全鑛夫	0,713	0,685	0,699	0,721	0,676	0,662	0,700	0,693
	0,718	0,735	0,702	0,785	0,730	0,730	0,850	0,750
	0,785	0,723	0,719	0,737	0,730	0,772	0,805	0,753

互助會所屬坑夫一日當り平均郡別賃金表

昭和十二年四月分

(単位圓)

種別	遠賀	鞍手	嘉穂	田川	柏屋	長崎	佐賀	平均	
坑内	採炭夫	1,711	1,506	1,801	1,585	1,706	2,007	1,615	1,704
	支柱夫	1,565	1,445	1,650	1,449	1,504	1,927	1,275	1,545
	運搬機械作	1,325	1,141	1,264	1,133	1,392	1,282	1,175	1,244
	工雜平均	1,282	1,251	1,183	1,141	1,217	1,115	1,130	1,188
坑外	採炭夫	1,382	1,337	1,305	1,212	1,296	1,327	1,110	1,281
	支柱夫	1,142	973	1,118	968	1,046	1,213	900	1,051
	運搬機械作	1,533	1,398	1,597	1,378	1,468	1,736	1,430	1,505
	工雜平均	695	669	688	595	612	707	625	655
總平	採炭夫	1,124	1,011	1,167	972	1,210	1,095	895	1,067
	支柱夫	1,225	1,277	1,187	1,118	1,292	1,222	1,300	1,231
	運搬機械作	1,325	1,413	1,290	1,233	1,314	1,277	1,170	1,288
	工雜平均	865	871	917	844	870	780	690	833
在籍一人一ヶ月當平均賃金	1,061	952	1,032	947	1,004	1,083	810	984	
	總平均	1,370	1,270	1,418	1,220	1,318	1,580	1,220	1,342
		30,743	27,945	32,920	29,107	28,507	34,973	28,270	30,352

互助會炭種別着駁別送炭數量內譯表

昭和十二年四月分 (單位噸)

地方別及驛名	塊炭	中塊炭	粉炭	粗炭	切込炭	微粉	有煙計	無烟	合計	
筑	若松、二島	18,022	17,551	94,026	14,976	4,181	354	149,110	833	149,943
	戸畠	10,406	10,337	40,759	3,606	4,847	1,258	71,213	1,836	73,049
	門司、葛、大里	74	286	188	30	105	—	683	308	991
	小倉、東小倉	270	—	7,285	5,045	—	1,879	14,479	—	14,479
	八幡、西八幡	—	65	6,509	141	235	485	7,435	64	7,499
	宇都宮	30	474	771	268	—	130	1,673	1,176	2,849
	各地	729	704	16,768	3,115	251	1,419	22,986	1,633	24,619
	計	29,535	29,417	166,339	27,200	9,619	5,525	267,695	5,850	273,455
糟屋肥前	博西各地	1,455	1,127	9,475	—	—	185	12,242	—	12,242
	多崎驛賣	2,576	2,167	11,758	671	—	165	17,337	—	17,337
	655	490	7,148	48	606	228	9,175	—	9,175	548
	計	4,686	4,332	28,381	719	606	578	39,302	—	39,302
	相各江	5,097	3,118	21,731	1,866	—	—	31,812	—	31,812
	浦驛港	726	—	1,583	109	—	12	2,430	—	2,430
	320	—	277	435	—	—	—	1,032	—	1,032
	計	6,143	3,118	23,591	2,410	—	12	35,274	—	35,274
省納	坑場	295	498	3,052	—	32,262	—	36,107	—	36,107
	渡渡	—	—	1,242	—	7,044	—	8,286	—	8,286
	計	295	498	4,294	—	39,306	—	44,393	—	44,393
	總計	40,659	37,365	222,575	30,329	49,531	6,115	386,574	5,950	392,424

全國電力筋石炭消費高調

(單位噸)

地方別	年別	一月		二月		三月		四月	
		十一年	十二年	十一年	十二年	十一年	十二年	十一年	十二年
東名大神若小合	京	35,117	33,092	48,123	18,347	42,501	8,316	4,082	5,363
	古屋	30,642	25,180	43,205	5,428	23,823	2,278	4,445	4,385
	阪	110,600	94,900	130,200	62,000	85,500	43,800	31,000	37,200
	戸	93,303	115,087	108,561	76,936	88,906	62,946	50,477	75,730
	松	109,641	122,462	103,703	75,221	91,569	73,111	61,093	92,723
	樟	3,584	5,639	10,267	7,921	9,609	8,059	6,299	5,437
	計	392,887	396,360	444,059	245,853	341,908	198,510	157,396	220,838

互助會炭地方別山元貯炭調

昭和十二年四月末

△印ハ減

地方別	炭種別	塊炭	中塊炭	粉炭	切込炭	粗炭	微粉	計	前月對比增減	無烟	前月對比增減
筑	遠賀郡	8,786	850	715	26,789	18,837	—	55,977	3,883	—	—
	鞍手郡	624	1,114	1,738	2,323	5,112	135	11,046	1,507	—	—
	嘉穂郡	1,803	1,312	6,216	4,971	4,563	189	19,054	753	1,468	480
	豊田川郡	357	1,770	4,846	2,150	1,791	1,050	11,964	1,497	55	△ 197
	計	11,570	5,046	13,515	36,233	30,303	1,374	98,041	7,640	1,523	283
	組前	625	883	1,063	2,781	—	180	5,532	△ 971	—	—
	肥	1,666	1,110	4,001	139	2,848	30	9,794	△ 680	—	—
	總計	13,861	7,039	18,579	39,153	33,151	1,584	113,337	5,989	1,523	283
前月對比增減		△ 1,418	1,018	△ 2,253	4,392	4,602	△ 352	5,989	—	283	—

一月分石炭山原因別災害死傷者數

福岡鑛山監督局管内

種別 事由	回 数	鑛									夫			係員其ノ他ノ職員			
		死 亡			負 傷			合 計			負 傷			合 計			
		男	女	計	休業二週日以上	休業三日以上	合計	男	女	計	休業二週日以上	休業三日以上	合計	休業二週日以上	休業三日以上	合計	
落盤又側壁崩壊	1671	15	1	16	601	14	615	1,011	33	1,044	1,627	48	1,675	1	1	2	4
瓦斯又炭塵爆發	1	—	—	—	—	—	—	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—
堅装	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
坑置	捲揚超過	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
捲揚爲	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
其他	5	—	—	—	—	3	1	4	2	—	2	5	1	6	—	—	—
機械等外爲	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鐵索切斷	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鐵車逃走線	59	2	—	2	20	—	20	34	2	36	56	2	58	—	—	1	1
又ハ脱線	34	—	—	—	19	—	19	15	—	15	34	—	34	—	—	—	—
鐵車爲(前項以外)	454	5	1	6	185	5	190	248	11	259	438	17	455	—	—	1	1
發破又爆發藥爲	5	—	—	—	4	—	4	1	—	1	5	—	5	—	—	—	—
瓦斯中毒又窒息	2	2	—	2	—	—	—	—	—	—	2	—	2	—	—	—	—
機械ノ爲	104	—	—	—	53	—	53	50	—	50	103	—	103	—	1	—	1
電氣ノ爲	1	1	—	1	—	—	—	—	—	—	1	—	1	—	—	—	—
飛石爲	229	—	—	—	51	2	53	168	6	174	219	8	227	—	1	1	2
工具ノ爲	169	—	—	—	47	—	47	114	8	122	161	8	169	—	—	—	—
墜轉	落倒	11	—	—	—	3	1	4	7	—	7	10	1	11	—	—	—
轉倒	157	—	—	—	44	1	45	102	7	109	146	8	154	—	1	2	3

踏	拔	64	—	—	—	13	—	13	48	3	51	61	3	64	—	—	—	4
其	他	520	1	—	1	184	3	187	321	11	332	506	14	520	—	3	1	8
ノ	計	3487	26	2	28	1,227	27	1,254	2,123	81	2,204	3,376	110	3,486	1	7	8	16
機	鐵	27	1	2	3	11	—	11	11	1	12	23	3	26	—	1	1	1
械	車	90	—	—	—	36	4	40	44	6	50	80	10	90	—	—	—	—
熱	焰	3	—	—	—	—	—	—	3	—	3	3	—	3	—	—	—	—
物	燃	—	—	—	—	—	—	—	2	—	2	—	—	2	—	—	—	—
物	物	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
電	氣	2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	5	28	—	—	—	—
工	具	28	—	—	—	6	1	7	17	4	21	23	5	28	—	—	—	—
墜	轉	23	—	—	—	15	—	15	7	1	8	22	1	23	—	—	—	—
踏	倒	22	—	—	—	10	—	10	7	5	12	17	5	22	—	—	—	—
踏	拔	19	—	—	—	5	1	6	13	—	13	18	1	19	—	—	—	—
其	他	111	—	—	—	26	7	33	69	8	77	95	15	110	—	—	2	2
總	計	325	1	2	3	109	13	122	173	25	198	283	40	323	—	7	10	18
從業者員數	計	3812	27	4	31	1,336	40	1,376	2,296	106	2,402	2,659	150	3,809	1	7	10	18

從業者員數	鑛			夫			記	係員其ノ他ノ職員		
	男	女	計	男	女	計		休業二週日以上	休業三日以上	合計
坑内	111,924	3,513	115,437	4,402	—	—	—	—	—	—
坑外	29,946	9,667	39,613	6,656	—	—	事	—	—	—
計	141,870	13,180	155,050	11,058	—	—	—	—	—	—

編輯後記

本會及互助會各社は本誌本會記事中に報導してゐる様に本月初め新事務所に移転すると共に、生産並に販賣の統制様式の變更を爲し、完全なる一元的統制を行ふ事となつた。新統制の下に配置されたる社員諸氏は風戸總務指揮の下に活潑なる合理的活動を開始した。本會報も之に對應して本月號より誌面の向上をばかり内容を充實する事となつた。

本號所載の昭和石炭株式會社新社長古田慶三氏の物價對策に關する論説は單に炭業界のみならず一般物價對策に携はる者にも充分なる参考とするに足る。

坂本氏の鐵夫の雇傭勞役に關する記事は益々實務上必須の事項が詳細に述べられてゐるが、之は當分繼續する長文のものである。尙讀者にして質疑の點あれば筆者は目

下福岡縣田川郡添田町藏内鑄業株式會社に勤務せられてゐるので同所に御問合せありたし。

×

本誌三月號より記載せる風戸道康氏の論說第三稿は日下多忙の爲め七月號に記載する事となつてゐる。

尙讀者諸氏にして本誌の編輯上に關し御希望の點あれば遠慮なく文書にて御通知下さいされどし。

投稿規定

△石炭鑄業に關する原稿

- 一、採鑛、保安、勞務に關するもの
- 二、石炭需給又は統制に關するもの
- 三、法規、經濟に關するもの

互助會報・第二卷・第五號	
購 料	讀
一冊 半年分 一年分 料金は前金の事	金參拾錢 金壹圓八拾錢同上 金參圓六拾錢同上
若松市本町二丁目	石炭鑄業互助會 發行人 風戸道康 編輯人 川浪作藏 印刷所 福岡市古小路二五番地 印刷所 山田印刷所 電話 ~長四七八番 電話 七〇九番 電話 一〇二六番

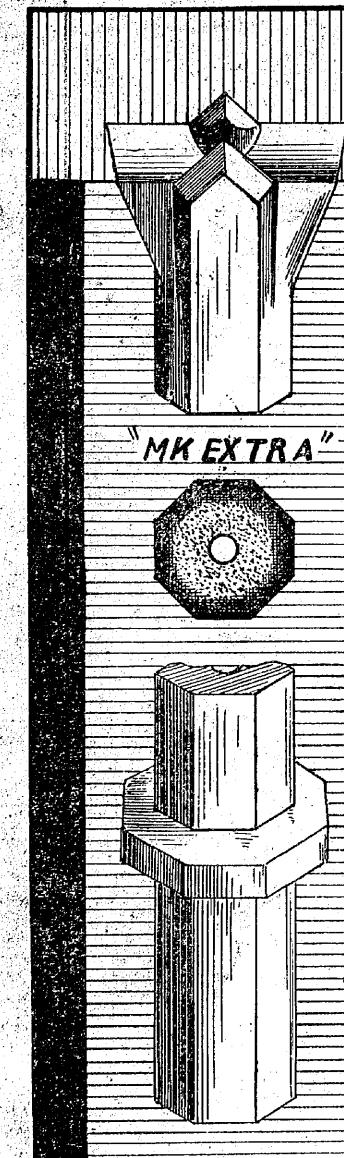
九州水力電氣株式會社

昭和十二年六月七日第三種郵便物認可(毎月二回三十日発行)

石炭礦業互助會報

發行所 真松市本町二丁目

石炭礦業互助會



柏印鋼 合同
總發売元 會社 高田商店

本店 福岡市篠屋町八
電話{長三元六五
支店 東京 大阪 小倉
京城 大連

SCHOELLER NORMALIZED HOLLOW- ROCK DRILL STEEL

見よ?
調質中空鋼, 優力ヲ

從來ノ中空鋼ニ比シ刃先ノ磨滅ハ約50%ニ低減シ硬質軟質ヲ問ハズ迅速ニ穿孔シ得ル此事實ハ特殊成分ノ含有ニ依ルコトハ明カデアルガ更ニ如何ナル長サノモノモ悉ク全長ニ亘リ秘法ニヨル調質ヲ施行シ外部組織ハ極メテ硬ク且強靱性アリ内部ハ極メテ軟カクII.強靱性ニ富ミ決シテ中途ヨリ折損スルコトナク無理ナル摩動ニサヘ耐ヘ得ル(斷面圖參照)特性アリ

極メテヨク切レ腰折レセズ
磨滅セザル事實ハ能率ニ於
テ 200%~300%ヲ發揮シ

掘進及採炭力ノ倍加ヲ計畫シ得ル
コトニナル

乞フ優秀成分ノ調質中空鋼
ノ永久的御愛用ヲ

在庫豊富 納入迅速